

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

(一) 清掃事業

いうまでもなく清掃事業は、し尿やごみ等の汚物を衛生的に処理する事業であるが、この事業で最近とみに事情の急迫してきているのは、都市におけるし尿やごみの処分方法である。このうちし尿処理の問題については、すでに「総説二国民生活の現状と厚生行政3生活の環境」でかなり詳しく述べたところである。このし尿処理の施設であるし尿消化そうは、昭和三四年三月末現在、六六都市(処理対象人口三八七万人)に設置され、また二四都市(処理対象人口一三二万人)において建設中である。し尿消化そうは、二八年に都市の強い要望を反映して新しく考案され、国庫補助の途が開かれてから漸次普及してきたもので、家庭その他の便所からくみ取ってきたし尿を集めて投入し、腐敗はつ酵させて衛生的に無害にさせる方法によつて処理する施設である。これと同様な処理方法は、すでに下水道の終末処理場の場合にとられてきており、衛生的にも経済的にも現在では最良のものと考えられているが、ただ、し尿を三〇日程度も貯りゆうしなければならず、またさきにも述べたとおり、建設費に多額の資金を要するという点などの欠点がある。このため、最近関係者の間でいろいろと新しい方法が考案されてきており、厚生省においても、三四年度からとくに厚生大臣の諮問機関として清掃審議会を設け、調査研究に着手した。なお、し尿の完全な処理のためには、その最終的な処理施設の整備とともに収集運搬方法についても改善が加えられなければならない。これについては、最近バキューム・カーという運搬車が普及し始めてきており、これは、車のエンジンで駆動させる真空ポンプ作用により直接便池からし尿を吸い上げるものであるが、三三年一月一日現在における数は全国で二、六二五台となっている。しかし、いまだにくみ取り桶が街を横行する姿をしばしば見かける始末であり、今後この面における能率化、機械化に関しても大いに意を用いなければならないところである。

ごみ処理については、し尿にくらべてごみの利用価値が少いため、昔からその対策に苦慮していたようである。とくに最近、生活水準の向上に伴って急激に排出量が増加するにもかかわらず、その処理施設がじゅうぶんに整備されていないため、都会地においては、著しくその美観をそこなうばかりでなく、生活環境の汚染と不健康化のうえから大きな問題となつている。

三三年中に一、一二七市町村が収集したごみの処分方法は第一〇六表のとおりであるが、埋立が五七・二%を占める反面、最も衛生的な方法である焼却が三二・七%にすぎない。埋立も最近だんだん適当な場所が少なくなり、また、非衛生なままで放置されるおそれもあるので、決して適当な方法といえない。やはり一番完全な方法は、ごみ焼却場による焼却の方法であるが、これについては、清掃施設整備一〇カ年計画に織り込んで、その整備が図られることとなっている。しかしながら、その建設はなかなかかどらない現状にあるので、その促進を図るため今後は、国庫補助金の交付などの措置をこころざすことが必要であろう。なお、二九年に神戸市においてテスト・プラントとしてごみにし尿を加えて肥料にする施設、いわゆる高速堆肥化処理施設が設けられたが、これは汚物の処理対策と同時にその資源科学的な利用の面からも注目を集め、その後東京はじめ若干の都市で建設されるようになり、今後ますます普及しようとしている。

第106表 収集じん芥の処分方法別日量

第106表 収集じん芥の処分
方法別日量

33年		
	処分量	百分率
	t	%
計画収集日量	16,485	100
焼却	5,392	32.7
埋立	9,431	57.2
堆肥	1,114	6.8
飼料	195	1.2
その他	353	2.1

厚生省公衆衛生局調

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

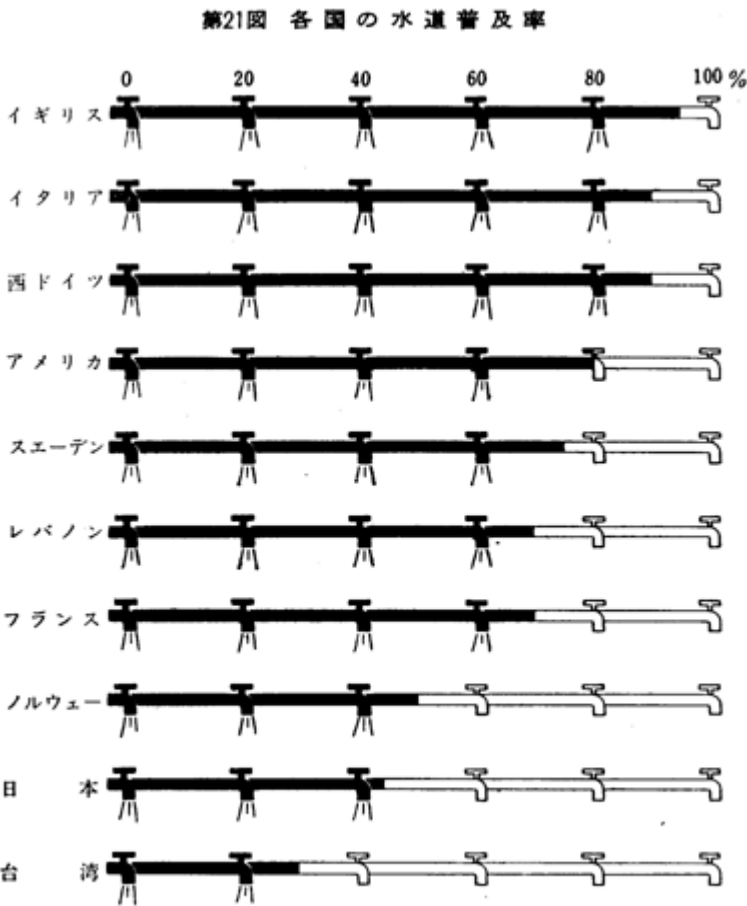
(二) 上下水道

(1) 上水道

水道は、国民が日常生活を営むうえに必要な清潔な飲料水を、豊富にしかも低廉な価格で供給して、伝染病その他主として消化器系統の疾患を防ぎ、国民の健康を増進させるうえに欠くことのできない施設であることはいうまでもないが、さらに主婦の労力負担を軽減するなど家庭生活の合理化あるいは防火の見地からもきわめて重要なものである。

最近わが国の水道は、以前のように大中都市に布設されているだけではなく、国民の衛生思想の向上に加え昭和二七年以来は、簡易水道(給水人口が五、〇〇〇人以下である水道のことをいう。)に対して、その布設費の一部に対する国庫補助のみちが開かれたこともあつて小都市から農山漁村へと急速に普及してきたのである。もつとも、普及したとはいつても三三年三月末現在における給水人口と全人口との比率すなわち普及率は、上水道および簡易水道を合わせても四四・〇%にすぎない状況で、国民の半数以上は、水道が利用できないのである。ちなみに、一諸外国におけるその普及率をみれば第二一図のとおりである。

第21図 各国の水道普及率



資料：国際連合「世界統計年鑑」(1953年調)
(注) 日本は厚生省公衆衛生局調(33年3月末現在)による。

このような状況なので、厚生省ではとくに三三年度から一〇カ年計画をたて、四二年度末までに全国民の少なくとも八二%までは水道の利用ができるようにその推進を図ることとしたが、本年度はその第二年度目を迎えているわけである。この場合、最も問題になるのは、なんといつても資金面についてであつて、市町村が布設する上水道は、主として資金運用部からの長期低利起債により、簡易水道については、布設費の四分の一は国庫補助により、残額はやはり主として資金運用部からの起債によつていのであるが、これまでどちらも資金量はじゅうぶんとはいひ難く、このため計画どおりに事業の進展をみていない。今後の充実強化が大いに望まれるのである(第一〇七表照)。

第107表 水道布設費資金

第107表 水道布設費資金
(単位 百万円)

	簡易水道 国庫補助	簡易水道 起債額	水道事業 起債額
30年度	840	1,600	12,600
31	840	1,700	15,800
32	1,000	2,000	20,900
33	1,027	2,100	20,500
34	1,101	2,500	22,300

厚生省公衆衛生局調

最近、水道について、とくに問題になつてきているのは、大都市における水道用水源の確保ということであり、なかんづく、近い将来において抜本的な対策を確立する必要に迫られているのは、京浜、阪神および北部九州の三地域である。これらの地域における水道利用人口は、現在でも、京浜地域で八九五

万人、阪神地域で四八〇万人、北部九州地域で一二八万人に達し、これらを合わせた人口は全国民の一六・五％を占めているのであるが、今後大都市への人口集中化傾向に伴つてその水道利用人口もますます増加することが予想されるのである。これらの地域では、現在のところもよりの河川などを利用することによつて、かろうじて日日必要な量の水をまかなつているが、手近かな水源は、すでにすべて開発し尽くされ、今後の増加人口に対処するための水源の確保は、容でない状況になってきている。ちなみに東京都についてみると、現在六四〇万人に対し、給水を行なつているが、水量の不足のため給水地域内においてさえ、給水に円滑を欠きがちな地域があるうえに、一三〇万人にのぼる未給水人口をかかえており、これらの解決に当たるため、早急に新たな水源を開発する必要性に迫られているのである。しかも、小河内ダム completionによつて、多摩川の水源を完全に利用し尽くした今日以後の開発地点としては、遠く利根川水系からの導水ということを考慮せざるをえなくなっている。また、阪神地域については、大和川以南の各都市と伊丹、川西、宝塚、明石等の各都市では現在ですら、水道用水の確保に困窮し、その解決の方法を容易にみいだしがたい状況にあり、さらに、北部九州でも、主要水源の遠賀川はほとんど完全に利用されて、深刻な水不足に悩んでおり、将来筑後川水系などから水源を求めざるをえないような状況にたち至っているのである。

このような事態の解決を図るには、そうとう膨大な資金を投入して、大規模な導水を行なうこと以外に方法はなく、このような措置をこうずるにはこれまでのようにもっぱら地方公共団体の資金だけではとうていまかないえないので、あわせて国家資金の投入を考慮する必要がある。

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

(二) 上下水道

(2) 下水道

清掃事業と並んで、都市の環境衛生の改善を図るうえに重要なものは、下水道の布設である。とくに、し尿処理については、「総説二国民生活の現状と厚生行政 3 生活の環境」においてもふれたとおり、水洗便所を設け、これを下水道の管きよから終末処理場に導き、衛生的に無害なものとして、海域あるいは河川に放流する完全下水道による方法が最も理想的なものであり、現に欧米諸国の主要都市においては、ほとんどこの方法がとられているのである。

しかしながら、わが国においては、このような終末処理場の設置の前提となる下水道の管きよの普及そのものはなはだしく立ち遅れており、昭和三三年三月末現在において、計画人口に対する排水人口の割合は、三八・六%、計画排水面積に対する排水面積の割合は、二三・九%にすぎない。さらに終末処理場については、三三年三月末現在全国でわずか二二都市において設置されているにすぎず、しかも水洗化の面積は、市域のほんの一部という状況である。

そこで厚生省は、三三年度を初年度として下水道終末処理場施設整備一〇カ年計画を樹立し、下水道計画のある都市について終末処理場の建設整備を図ることとなつた。この施設の建設にはばく大な資金を要することなどのため、この計画を所期のとおり推進するには、さらに世論を喚起するとともに、国が財政的に援助する必要がある。

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

(三) 環境衛生関係営業

ここでは、最近とくに話題となつている環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律のその後の実施状況をながめてみよう。この法律が施行されてから二年を経過したわけであるが法律実施の基盤をなす環境衛生同業組合の設立状況をみると、理容業、クリーニング業、興行場営業、美容業、浴場業、旅館業、氷雪販売業、めん類飲食店営業、食肉販売業の九業種では、全部または大部分の都道府県組合が結成を終り、また、その全国組織である連合会も設立されている。これら以外の業種についても漸次組織化が進められつつあり、昭和三四年九月末現在では、あわせて三六〇数組合が設立を終えた。

ところで、本法の内容のうち、最も関心を集めている料金や営業方法の制限について都道府県の組合が定める適正化規程と称せられるいわゆるカルテル協定の問題は、三三年二月理容業の連合会から適正化規程を定める場合の基本的原則である適正化基準の認可申請が厚生大臣に対して行なわれたのをはじめとして、以後クリーニング業、興行場営業および美容業の各連合会からも同様の申請が行なわれた。一方、昨年五月には厚生大臣の諮問機関である中央環境衛生適正化審議会が設置されたが、同審議会は、右の適正化基準の問題をとりあげ、学識経験者のほか消費者代表および業界代表などの委員の間で慎重な検討を行なうこととした。すなわち同審議会は、まず適正化基準に関する総括的な意見交換を行なった結果、各種の適正化基準について具体的な審議を行なうにさきだち、これらを審議する際のよりどころとなる一般的原則を定めることとし、昨年九月このための小委員会が設置された。この小委員会は、その後約半年にわたつて慎重に審議を行なった結果、本年二月その結論を得、総会にかけて正式に決定された。その後ただちに理容業など四業種の適正化基準の具体的な審議にはいることとなり、理容業および興行場営業の適正化基準を審議する専門部会とクリーニング業および美容業の適正化基準を審議する専門部会とが設置され、併行的に審議が行なわれてきた。以後、両専門部会は、審議を重ねた結果、八月下旬には理容業の適正化基準が九月下旬にはクリーニング業の適正化基準がそれぞれ結論を得るに至り、一〇月二一日の総会で承認を得たうえ、厚生大臣に対し答申が行なわれた。これに基づいて厚生省は、ただちに公正取引委員会の同意を得て、答申どおり認可を行なったのである。なお、残された興行場営業および美容業の適正化基準は、現在各部会において審議が行なわれている。

次に、認可された理容業およびクリーニング業の適正化基準では、都道府県の組合が定める適正化規程の基本的原則が明らかにされているが、とくに注意すべきことは、料金の制限の方法としてわが国では初めてのいわゆる計算カルテル方式が採用されたことである。この計算カルテル方式とは、料金を画一的に固定する価格カルテル方式とは異なり、原価プラス正常利潤以下のいわゆるダンピング料金を抑制する方式であり、企業の創意工夫、サービス・能率競争が確保助長されるとともに、消費者への不利な影響をも取り除くことができるという特徴をもつた料金制限方式である。また、営業方法の制限については、週休制の実施、営業時間の制限、過剰サービスの禁止等が定められている。

かくして、今後は各都道府県において適正化規程の審議が始められることとなるが、この問題が消費者に対して与える影響のきわめて大きいことにかんがみ、公正妥当な運用が図られるよう強く望まれる。

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

(四) 食品衛生

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するためには、食品衛生法等に基づき、食品等の製造、販売や食品関係営業に対して一連の規制が加えられ、食品衛生監視員を第一線担当職員としてその監視指導が行なわれているのであるが、まだまだ満足すべき成果をみることができない現状である。

昭和三三年中における食中毒の届出患者数は、第一〇八表に示すとおり、三万一、〇五六人で人口一〇万対三三・八に達し、前年に比べて相当の増加をみせている。人人の衛生思想の欠如や関係者の注意力のちかさは、従来しばしば食中毒の原因として指摘されているところであるが、このほか、食品の味や栄養を高めるために添加混入される添加物の使用増加等種種の原因が考えられており、他方、食品衛生監視員数の不足による取締の不徹底もその大きな原因の一つとしてかぞえられるであろう。

第108表 食中毒の届出状況

第108表 食中毒の届出状況			
	件 数	患 者	死 者
		人	人
29年	1,354	22,528	358
30	3,277	63,745	554
31	1,665	28,286	271
32	1,716	24,164	300
33	1,911	31,056	332

資料：厚生省統計調査部「食中毒精密統計」

三三年末における食品監視員数は、全国で四、〇一六人で、三二年末に比べてわずかに五七人の増加にすぎないのに反し、その監視指導の対象となる食品関係の施設数はかなりの増加をみせている(第一〇九表参照)。また、同表からわかるとおり、立入検査実施延件数は、前年に比べてほとんど変わりが無いのでいきおい一施設に対する立入検査の回数が減少せざるをえない。現在のところ、食品関係営業施設に対する監視指導は、業種別に基準を定め年間一二回から一回までの間で行なうこととなつていますが、この基準どおりの監査指導を行なうには、現在の約四倍の監査員を要するものとされている。しかしながら、食品衛生監視員の大幅な増加も、現在の地方財政の状況からみれば、早急には望みがたく、一方真の食品衛生の向上は、業者自身の自覚と技術の習得にまたなければとうてい達成することができないので、最近いわゆる業者の自主管理が考えられている。すなわち、営業者自らがその専門分野から自主的に食品衛生の監視および指導を行なうことにより、食品衛生行政の適切かつ効率的な運用を図ろうとするものであるが、これが成功すれば、かなりの効果をみせるものと期待されている。

第109表 食品衛生取締状況

第109表 食 品 衛 生 取 締 状 況

		32 年	33 年
要 許 可 施 設	施 設 数 (年末現在)	715,182	830,098
	立入検査実施延件数(年中)	1,902,563	2,052,875
	処 分 件 数 (年 中)	11,924	11,134
不 要 許 可 施 設	施 設 数 (年末現在)	928,637	970,657
	立入検査実施延件数(年中)	851,496	724,567
	処 分 件 数 (年 中)	8,006	4,785
食 品 衛 生 監 視 員 数 (年末現在)		3,959人	4,016人

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」および「保健所運営報告」

(注)「要許可施設」とは食品衛生法の規定により飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しいものであつて営業許可を要することとされている施設をいい、「不要許可施設」とはそれ以外のものをいう。

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

(五) 蚊とはえの駆除その他の環境衛生

蚊とはえの駆除

ねずみあるいは蚊、はえ、のみ、しらみなどは、単にわれわれに不快感を与えるだけでなく、発しんチフス、日本脳炎、赤痢など伝染病を媒介するものである。したがって、これらの駆除は、戦前からとりあげられてきたのである。ただ、戦前は伝染病予防の手段の一つとして消極的に行なわれてきたにすぎなかったが、戦後になつてからは積極的に生活環境の改善のための施策としてとりあげられるようになり、そのうちでも発生著しい蚊とはえの駆除を重点としてその推進が図られてきたのである。戦後衛生害虫のうちでも、のみ、しらみの類は、DDTその他の有効な散布剤の使用と国民の衛生思想の向上とが相まつて目だつて減少してきたが、ただ、蚊とはえの発生はいぜんとして後進国の域を脱せず、はなはだ嘆かわしい状態である。これはわが国のふん尿やごみの処理方式に問題があることに加えて、自分の家庭のまわりだけを清潔にしても地域住民が共同して同時に駆除にあたらなければ効果がうすいこと、さらに下水その他の公共発生源対策の問題があることなどに由来するものと考えられ、このためには、一方において清掃事業、便所の水洗化等の行政施策の強力な推進と他方において地域住民の自主的な組織活動、いわゆる地区組織活動の展開が必要とされるのである。前者についてはすでに述べたところであり、後者については主として昭和二五年に「蚊とはえの駆除」についてモデル地区が設けられて以来推進が図られることになつたが、とくに三〇年六月の閣議で「蚊とはえのいない生活」実践運動を関係行政機関の技術的援助のもとに展開することが了解されて以来、急速に全国にわたって普及されるようになつてきた。そして三二年度および三三年度にはとくに活発に組織活動を展開している地域に対し、必要とされる場合、みぞの整備、簡易ごみ焼却炉の設置などに要する費用の一部について国庫補助金を交付することとし、それぞれ予算額にして三、三〇〇万円および二、五〇〇万円を計上して奨励援助にあたつてきた。なお、三四年度は、この種の補助金は、少額補助金の部類に属するため補助金整理の一環として廃止せざるをえなくなったが、財政援助の復活についての地域住民の要望はきわめて強いものがある。

最後に蚊とはえの駆除運動のような地区組織活動は、そのほか母子衛生、寄生虫の予防、児童の健全育成、老人福祉、歳末助けあい運動さらには家族計画、栄養改善など保健福祉の各種の問題にわたつて必要とされるのであり、これらの問題に対する行政施策の推進と並行し、地域地域の実情に即した民間活動を展開することはさし迫つた要請となつており、このため、政府においては三四年度からとくに財政措置をこうじ、地区組織活動の育成に乗りだすこととなつたことを付記しておこう。

公害対策

最近環境衛生でしだいに問題化しつつあるものにいわゆる公害問題がある。この公害問題は時に応じ、また、地域によつてとりあげられる内容も異なつてくるのでこれを定義づけることはきわめて困難であるが、概して騒音、ばい煙、有毒ガス、工場廃水等産業・交通の発達に伴つて、われわれが健康な日常生活を営むうえに生じてくる有形、無形の害のことをいうのである。この公害については、これまでも地域によつては、かなりの被害をもたらしており、このため一部の都道府県や大都市では条例を制定して防止につとめてきているが、最近大都市への人口の集中化、産業構造の重工業化、自動車等による交通量の激化等に伴つて、もはや特定の地方公共団体だけの問題としては処理できないような状況になりつつある。

このような状態から、国としては問題の多い廃水について、三三年一二月に公共用水域の水質の保全に関する法律および工場排水等の規制に関する法律を制定し、積極的に対策を進めることになったが、その他の騒音、ばい煙等の問題についても同様に対策をこそうべきであるとの論がたかまつてきている。

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

(六) 不良環境地区の改善

ここでは、不良な地区の改善対策としていわゆる同和問題とスラム街問題について、述べよう。

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

(六) 不良環境地区の改善

(1) 同和問題

同和問題は、特異な社会問題である。同和地区の形成については、種々の学説の存するところであるが、古代においてすでにその発端があつたといわれ、とくに仏教の差別思想の伝来以来、これによる職業的差別が徳川幕府の封建制度のもとでよりきびしくなっていたものと考えられているのであって、士、農、工、商、という厳然たる身分制の最下層にあつて、一定の地域において限られた職業を強制されてきたことがこのような因襲のおこりであると一般にいわれている。

現在このような同和地区の数およびその人口は、厚生省社会局の調べによると昭和三三年四月一日現在で、約三、七〇〇部落、二四万一、〇〇〇世帯、一一六万五、〇〇〇人とかぞえられている(この調査は一般に後述のような同和対策を必要とすると考えられている地区のみを対象としたもので、その実態はさらに上回るものと考えられる。)。就業状況においては、日雇労働者、その他臨時的雑役の仕事が大部分を占めており、このため被保護状況は、六・三%(一般保護率一・八%)と高く、また、居住状況が不良のため各種の疾病が多く、中でもトラホームには相当数のものがかかっているというように、これらの人人の大部分の生活水準は一般のそれに比べ、きわめて悪い状態に置かれているのである。

この同和地区に対する施策は、戦前から種種行なわれたのであるが、とくに融和事業一〇年計画によって昭和一一年から二〇年までの間においては、国費の補助のもとに環境改善のための施策が実施された。しかし戦後、新憲法の制定によつて、国民がすべて法のもとに平等であり、人種、信条、性別あるいは社会的身分などによつていかなる差別も受けないことが宣言され、それまで存在していた華族の制度なども撤廃されたが、それとともにかかる地区を対象とする特別な行政も当然解消されるべきであるとして、一般行政施策としてこの問題の解決を図ることになったのである。しかしながら、現実の生活環境にはいぜんとして種種の問題があり、このため民間では二一年二月、部落解放全国委員会(現在の部落解放同盟)が発足し、さらに二六年十一月、地方公共団体の職員と民間の関係者の合同の団体である全日本同和対策協議会が設立されて、講和条約発効を機会に、これに対する国の特別な施策を樹立すべしとの要望が強くなつてきた。以上のような地方公共団体あるいは民間団体の要望にこたえて、厚生省においては、二八年度から生活環境の改善および地区住民の融和を図ることを目的としてこの問題を取りあげ、国庫補助によつて種種の助成措置をこうずることとし、三三年度までに隣保館三一、三一年度から三三年度までに共同浴場二〇が設けられ、また三四年度には、隣保館一〇、共同浴場一五のほか、新たに共同作業場一〇、下水排水路五〇が設置されることになつている(国庫補助額の累計一億四、〇〇〇万円)。なお、三三年四月には第二八回国会で社会福祉事業法の一部改正が行なわれたが、この改正によつて隣保事業(隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料または低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善および向上を図るための各種の事業を行なうものをいう。)が社会福祉事業として育成されてゆくうえの法律的性格が明らかにされ、今後の発展の目標が与えられることになったのである。しかしながら、この程度の施策ではとうてい同和問題の根本的な解決を図ることはできない。すなわち、この問題は単に厚生省だけの問題ではなく、関係各省が手を携えて総合的な対策を進めてはじめて解決できる問題であり、このため二八年一〇月、厚生省は関係各省との間に地方改善事業協議会を設けたが、同協議会は以後常置の機関として各省間の連絡協調を行なつてきた。さらに、三三年一〇月政府は、閣議をもつて内閣に同和問題閣僚懇談会を設置し、同和対策を積極的にとりあげ、総合的に解決していくべく審議が進められるに至つたのである。

一方、国会においても自由民主党は、三三年一〇月、有志議員による同和問題議員懇談会を発足させ、さらに三四年三月からは、党の正式な機関として、政務調査会に同和対策特別委員会を設けることとなった。そして、同特別委員会は、同和対策に関する基本方針について検討の結果、三四年五月、政策審議会の議決をへて、「同和対策要綱」を決定したのであるが、続いて同じく五月、内閣の同和問題閣僚懇談会において、この要綱の趣旨が了承された。なお、社会党も、この問題のためにさる三一年から党の政策審議会に部落解放調査会を設け、種種検討を重ねて今日に至っている。

右の要綱は永年にわたるわが国社会の封建的名残りである同和地区の改善を指向して、社会のひずみを是正し、民主主義社会の建設に資するため、各省施策の総合調整、年次計画の樹立により、実情に即した具体策を強力に実施して抜本的な解決を図ることを方針とするものであるが、(一)経済確立対策、(二)環境改善対策、目教育事業の推進についてそれぞれ具体的な項目をかかげている。また、この対策の実施には、一〇カ年計画をたてこれに要する予算措置をこうじ、地区住民はもとより国民一般の積極的な協力のもとに、全国を数ブロックに分けてモデル地区を選定し、ここに各省の施策を集中させようとするのである。

さらに、この要綱に基づくモデル地区については、すでにモデル地区一四、準モデル地区四の決定をみ、三五年度から積極的に対策を展開させる予定になっているが、厚生省においても、右の要綱の趣旨にそつて、三五年度より同和事業一〇カ年計画のもとに施策の推進に万全を期しているのである。なお、本事業の推進にあたっては、(1)関係市町村において同和対策を進めるにしても財政負担の能力に欠けるところが多い現状にかんがみ、とくに関係市町村に対する国庫補助率を引き上げる一方、地方債の起債枠の拡大、地方交付税の増額等の思い切った措置を行なう必要があること、(2)同和対策は、当面の対策としては劣悪な生活環境を改善し、あるいは経済力を付与するものであるが、さらに進んでは同和教育により、いわれなき差別観を除去することが緊要事であること等の問題点があるとされ、また、これらの点についての関係者の要望もきわめて強いものがある。

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

(六) 不良環境地区の改善

(2) スラム街

次に、いわゆるスラム街問題についてみてみよう。スラム街とは、その典型は、むね割長屋、簡易宿泊所、バラック住宅集団等に代表されるように、一般の住宅水準に比べて一段と低い水準にある住宅が低湿地、不潔な河川の沿岸、工場近辺、鉄道沿線等の劣悪な環境の地区に密集し、その居住者の健康、福祉等からみて不適切な集落をいうのである。戦前は社会的、経済的な落伍者たる低所得階層が集団的に湿地、くぼみ地等の長屋に居住し、貧困と各種の悪疫にさらされ、種種の社会的問題をひき起していた。ところが、敗戦という空前の事態によって、わが国の住宅事情はきわめて深刻な量的不足(住宅不足数四二〇万戸)に悩まされ、戦後一四年をへた今日なお、一八〇万戸の住宅が不足するといわれており、ことに最近では、住宅の自己建設能力をもたない低所得階層の住宅難が深刻となっている。そして、この量的不足から質的な住宅難の問題を生じ、低所得階層が集団的に居住する応急簡易住宅地区、バラック住宅地区において、いわゆるスラム街としての環境が形成され、新しい不良環境地区としての問題を提起しているのである。

このスラム街については、建設省の調査によれば、主要都市のうち最も条件の悪い地区が、約六〇もあり、その中に住む世帯は、約一万六、〇〇〇に及ぶと推定されている。この対策としては、根本的には住宅対策によるべきであることはいうまでもないが、前にも述べたように、国全体の住宅不足がまだ解消されていない現下の状況においては、この際とりあえず、これら不良環境地区の住民の福祉の向上を図るために、生活指導員を設置し、欠損世帯等の生活指導を行ない、その根拠となる生活館の建設ならびに生活改善に必要な各種共同利用施設を設置することが強く要望されている。

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

(七) 自然公園および温泉

わが国は、気候温暖で、世界にも珍しい火山国であり、国の広さに比べて山岳地帯が多く、また降雨量もとぼしくないので、自然の地形、地質が複雑をきわめ、植物の繁殖もよい。したがって、山岳、河川、湖沼、海岸等の自然の風景は、四季それぞれによつて趣を異にして、美しい姿を展開しており、さらに加えて温泉という天与の資源にも恵まれている。

このようにすぐれた特色をもつ国土のうち、とくに美しい自然景観を備えた地域が、産業の発展などに伴つて、ありのままの姿をいたずらにそこなうことのないよう保全し、また、温泉源がかれないように保護を加えてゆくことはまことに大切なことといわなければならない。なぜならば、文明が発達し、社会生活が複雑化するにつれ、われわれは日日緊張した精神状態で生活を送り続けなければならないが、時に応じて自然の中にいこいを求め、あるいは入浴好きの国民性から温泉にひたるということは、心身ともにこのうえない休養保養になるものといえよう。とくに、最近経済活動の分野において、技術革新による生産性の向上とそれに伴う労働条件等の改善が進むとともに、総説でも述べたように、国民の生活態度の中には、明日の労働のために余暇時間を有効に利用しようとするいわゆる「余暇利用」の意識が浸透しており、この結果、自然に親しむ要請は、ますます高まりつつあるものである。

以上のような趣旨から、自然公園法に基づく各種の施策や温泉対策が展開されているのである。

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

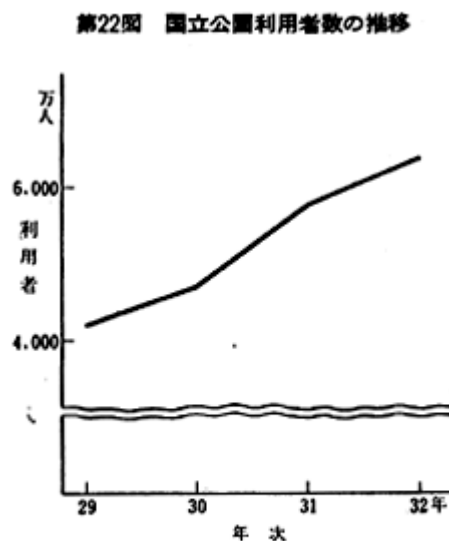
(七) 自然公園および温泉

(1) 自然公園

昭和六年に制定された国立公園法にかわつて自然公園法が制定されたのは三二年五月であつた。この自然公園法では、自然公園の種類を三つに分け、国土のうち、とくにわが国を代表するとともに世界にも誇りうるようなすぐれた自然の大風景地を国立公園とし、国立公園に次いですぐれた風景地を国定公園とし、また、地方的な自然景観の地を都道府県立自然公園として、それぞれに応じた保護保全と利用の増進が図られることとなっている。現在、自然公園の数は、国立公園が一九、国定公園が三三年度に一カ所追加されて二〇、都道府県立自然公園が二四六カ所である。自然公園地域の面積は三九九万ヘクタールで、わが国の国土全面積三、六九七万ヘクタールの約一〇・八%を占め、戦前の二・三%に比べると著しい拡張をみせている。また自然公園のうち、国立公園地域は一七五万ヘクタール(四三・八%)、国定公園地域は五二万ヘクタール(一二・二%)、都道府県立自然公園地域は一七二万ヘクタール(四三・一%)である。このような事実はとりもなおさず自然公園を積極的に育成し、利用しようとする国民の熱心な要請があることを端的に物語るものといえるのであろう。

また利用者数についても、国立公園だけで、第二二図に示すとおり膨大な数にのぼつており、年年増加の一途をたどつているのである。

第22図 国立公園利用者数の推移



厚生省国立公園部推定調

(注) 利用者には外国人を含む。

次に、これらの利用者の増加傾向に対応して、利用施設はどのような状況にあるかをみてみよう。利用施設の整備は、国の直轄事業および補助事業、地方公共団体の単独事業、民間の事業に分けられて行なわれており、これらの事業費は第一一〇表のとおりとなつてい。この事業費のうちで、民間の事業費

の増加がとくに目だっているが、この民間の事業により整備される施設は、採算に合う宿泊施設等が主であり、道路・駐車場・園地・環境衛生施設等の公園利用の基本をなす公共施設については、国の直轄事業あるいは補助事業として行なわれているのである。国立公園分についての国費の支出は、三三年度一億三、〇〇〇万円、三四年度一億三、五〇〇万円程度が計上されているにすぎず、利用者数の急増に対する公共施設の整備は、はなはだしく立ち遅れの状況にある。このように公共施設の不じゅうぶんのまま、自然公園に利用者が殺到することは、利用の不便はもとより、自然の風景の保全を妨げるおそれもあり、また非衛生的な環境を作りだすことにもなりかねないのであつて、これらの公共施設の整備は、急を要する課題といえよう。なお、利用者に大いに歓迎を受けている公共施設の一つに国民宿舎がある。これは、低廉な料金で健全な宿泊ができるようにするために三一年度から厚生年金保険積立金の還元融資により設けられた施設であつて、三四年一二月現在、全国に一八カ所(融資額三億三、〇〇〇万円)の建設をみ、さらに三四年度分として一八カ所(融資額三億円)の建設を決定している。また、これらの施設整備と並んで、自然公園の保護とその適正な利用を促進するため、現在国立公園に六九人の管理員が配置されているが、広大な区域にわたり保護管理、利用者指導の万全を期するには、さらにこれを増強し、現地管理機構の一層の整備が図られなければならない。さらに自然公園の景観の保護と公園区域内の林業、水力発電、鉱業等の各種産業開発とは競合する面が多いので、これらの公益目的を尊重しながら自然景観の保全を図るようその調整につとめる必要がある。

第110表 国立公園施設整備事業費

第110表 国立公園施設整備事業費					
(単位 百万円)					
	直轄事業	補助事業	地方公共団体単独事業	民間	計
32年	50	80	723	2,322	3,175
33	70	120	597	2,522	3,309

厚生省国立公園部調
(注) 補助事業のうち上掲費用額の2分の1が国庫負担額

以上の自然公園とは別に厚生省は、国民公園すなわち皇居外苑、新宿御苑および京都外苑の維持管理にあたっているのであるが、このほか、新たに三四年三月、東京都に千鳥ヶ淵戦没者墓苑を建立し、かねて南方各地から収集してきた今次大戦の海外戦没者の遺骨のうち氏名の判明しないもの八万七、一〇一体を納骨安置した。

第二部 各論

三 国民の生活

1 生活環境改善対策

(七) 自然公園および温泉

(2) 温泉

わが国は、天然資源のとぼしい国といわれているが、こと温泉に関する限りは、世界有数の持てる国である。すぐれた景観地の多い国土のなかに、随所に点在する温泉は、国民の保健休養上、きわめて高い価値を有している。現在、温泉地と称せられるものの数は、大小とりまぜて約一、二〇〇カ所、温泉源の数は、昭和三二年一二月末現在で一万一、八八六カ所、また、一年間の湧出量は、約三億八、〇〇〇万キロリットルとなっており、温泉のない県といえは、わずかに埼玉一県にすぎない。また温泉を利用する者は、消費水準の上昇、交通機関の発達等によつて、年年増加の一途をたどり、本年は、おそらく延べにして五、〇〇〇万人をこえているのではないかと推定されている。

このような利用者の増加に伴い、各温泉地の湯量の需要は、急速に増大してきており、このことは、第一――表に示す新規掘さくなどの許可件数によつても裏づけられるであろう。このような湯量の需要の増大がもたらした結果として、乱掘とも相まつて、最近では自噴泉を減少させたり、温泉源をからしたり、泉温を低下させたり、あるいは泉質を変化させたりする傾向をとみに強めつつあり、今や温泉源の保護はゆるがせにできない問題になつてきている。温泉源の確保を図るため地質調査をはじめ、総合的な科学調査の必要性が痛感されるゆえんである。

第111表 温泉利用許可件数の推移

第111表 温泉利用許可件数の推移						
	掘さく	増掘	動力装置	浴用	飲用	浴用および飲用
30年	562	176	421	429	2	163
31	639	214	413	760	3	208
32	707	221	370	844	3	176
33 *	691	197	393	773	8	215

厚生省国立公園部調

次に、厚生省指定保養温泉地についてふれてみよう。最近多くの温泉地が観楽地と化し、かつてのような保養本位のものがしだいに陰をひそめつつある現状に対し、広く国民大衆の保健休養の場所として、低廉な料金でしかも健全に利用できるような温泉地を育成するためにとられた措置が、厚生大臣の指定する保養温泉地の制度なのである。そしてこの指定は二九年から始められ、三四年に新しく四カ所が指定されたので、現在その数は二一カ所に及んでいる。ところで、保養温泉地の利用者数は、逐年増加の一途をたどつており、今後、保養温泉地が、名実ともに、国民大衆が安心して利用できるところの理想的なモデル温泉郷として発展するよう、各方面からの協力が望まれるとともに国においても助成の措置をこうずることが要請されている。

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(一) 低所得階層

最近における低所得階層の動向およびこの階層のための施策の基本的な問題については、すでに総説において詳述したところである。ここでは、右のような施策の一環をなすものとして、社会福祉行政においてとりあげられている世帯更生運動、公益質屋、消費生活協同組合などの現状の問題点を概観してみよう。

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(一) 低所得階層

(1) 世帯更生運動

低所得階層に対する施策としては、まず昭和二七年の全国民生委員大会で決議されて以来、「人一世帯更生」の標語のもとに活発に展開されてきている世帯更生運動があげられる。世帯更生運動は、低所得階層の自立更生のため、都道府県社会福祉協議会が行なっている地域社会福祉活動であり、当初は、都道府県等の地方費あるいは民間資金により各地の実情に即した形で実施されてきたのであるが、三〇年度からは、本運動の中核をなす世帯更生資金の貸付事業について国庫補助金一億円が計上され、一層活発に展開されることとなった。この国庫補助金は三二年度以降増額され、さらに国庫補助率も引き上げられて、三四年度は国が三億円、都道府県が一億五、〇〇〇万円を都道府県社会福祉協議会に補助しており、現在この累計は、一七億五、〇〇〇万円に達している。この世帯更生資金の貸付事業は、低所得階層に属する世帯のうち、自立更生の可能性のあるものを選び、生業資金、支度資金、技能修得資金または生活資金を貸し付ける事業であるが、三四年度からは、生業資金については、真に必要と認められる場合は一〇万円(従来は五万円が限度)まで貸し付けることができるようになった。また、右の世帯更生資金貸付事業と並んで、三二年度からは、低所得階層に対する医療費貸付事業が実現され「三四年度は、国から二億円、都道府県から一億円の補助を行ない、現在この累計は九億円に達している。

三三年度における世帯更生資金および医療費貸付の申込および貸付決定の状況は、第一一二表および第一一三表のとおりとなっている。

第112表 世帯更生資金貸付申込および貸付状況

第112表 世帯更生資金貸付申込および貸付状況						
	33年度					
	申 込 状 況		貸付決定状況		申込に対する決定の比率 (%)	
	実 人 員	金 額	実 人 員	金 額	人 員	金 額
生 業 資 金	22,146	995,233	13,374	525,981	60.4	52.9
支 度 資 金	680	8,496	486	6,204	71.5	73.1
技能修得資金	231	5,708	159	2,650	68.9	46.5
生 活 資 金	2,783	71,387	2,202	54,204	79.2	76.0
計	25,840	1,080,825	16,221	589,039	62.8	54.5

厚生省社会局調
(注) 各項の金額の和が計と一致しないのは、四捨五入の誤差による。

第113表 医療費貸付申込および貸付決定状況

第113表 医療費貸付申込および貸付決定状況

33年度

	申 込 状 況		貸付決定状況		申込に対する決 定の比率 (%)	
	実 人 員	金 額	実 人 員	金 額	人 員	金 額
入 院 居 宅	人	千円	人	千円		
	12,504	420,058	9,329	254,990	74.6	60.7
	2,080	52,423	1,342	25,090	64.6	47.9
計	14,584	472,480	10,671	280,079	73.2	59.3

厚生省社会局調

(注) 各項の金額の和が計と一致しないのは、四捨五入の誤差による。

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(一) 低所得階層

(2) 公益質屋

質屋には、市町村あるいは社会福祉法人の経営する公益質屋と、民間の経営する民営質屋がある。公益質屋とは、その名の示すとおり、営利の追求を目的としないで、低所得階層に対し低利で(民営質屋の月九分という利息に比べて月三分であり、その他利息の計算方式や流質処分後の残余金等についても利用者本位のたてまえとなつている。生活資金あるいは生業資金を融通する金融機関である。

この公益質屋は、昭和三四年三月末現在、全国で八二五あり、戦前(昭和一四年)の最高数一、一四二と比較すると約七二%にすぎず、民営質屋が二万一、五三九(三三年一二月末警察庁調)で、戦前に比し八八%も増加し、実に公益質屋の約二六倍の数に達していることと顕著な対照をなしている。

次に、公益質屋の貸付資金(運転資金)は、三三年三月末現在で総額約一七億六、〇〇〇万円となつている。また、三二年度中の貸付の状況は、金額を累計すると三三億円で、件数にすると二六一万口に達し、これを一口当たり平均の貸付金額にすると、一、二五七円であり、零細な金をかなり広い範囲にわたつて利用していることがうかがわれ、低所得階層対策として果たす役割は大なるものがあるといえよう。

ところで公益質屋の動きについて、最近注目されることは、これまで主として大中都市に設置される傾向にあつたのに反し、新たに小都市や町村にまで設置されるきざしのみえてきたことであり、とくに、石炭不況、漁業不振等の影響を強く受けている市町村において、社会福祉施策の一環としてこれを設置するようになってきたことである。しかしながら、人口規模別に市町村における設置状況をみると、第一一四表のとおり、小都市や町村における普及度はまだきわめて低く、したがつてこれらの地域の住民の要望にこたえるための公益質屋の増設計画は、むしろこれからの問題であるといえよう。

第114表 市町村別質屋設置状況

第114表 市町村別質屋設置状況			
33年 3 月末現在			
	市		町 村
	人口 5 万以上	人口 5 万未満	
市 町 村 数	292	282	3,021
公益質屋設置 市町村数	251	142	259
百 分 率	86.0	50.4	8.6

厚生省社会局調

厚生白書 (昭和34年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(一) 低所得階層

(3) 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、(1)消費生活物資(一般食糧品、衣料、家具、雑貨等)の供給事業、(2)浴場、理容所、美容所等の共同施設の利用事業、(3)火災、死亡等による事故や損害に対する共済事業等を行なうことによつて、消費者としての国民の日常生活を合理的に改善していくための自助的な共済組織であるが、この組合員には、数多くの低所得階層が含まれているので、消費生活協同組合がこれらの階層の防貧施策の一環として果たしている役割は、大きいものがあるといえよう。

この消費生活協同組合の活動状況を、さきに厚生省で実施した「昭和三二年度消費生活協同組合実態調査」の結果によつてみれば、三三年三月末現在、一、三三四の組合が認可され、そのうち、〇一三が実働組合となつている。また、これらの組合の事業状況は、組合員総数約二九〇万人(一組合平均約二、八六〇人)をかぞえ、年間総事業量は二七三億一、〇〇〇万円(一組合当たり平均月事業量二二四万円)、払込済出資総額は一二億六、〇〇〇万円(一組合当たり平均払込済出資額九四万円)となつている。

ところで、最近の消費生活協同組合の傾向として、供給事業を主たる事業とする組合においては、自己資本の充実による経営の安定化、編物、洋裁、料理等の講習会を主とする家庭会活動による組合員の日常生活との直結化、あるいは理容、美容等利用施設の整備などによる事業内容の多角的質的な発展が図られており、一方火災、死亡等の共済事業を行なう組合が増加してきていることも注目をひくのである。とくに共済事業は、消費生活協同組合法制定の当初(昭和二三年に制定)には、祝金、見舞金程度の規模にすぎなかったが、その後しだいに火災共済事業が発展し、三三年三月末現在における共済事業の成績は、実働組合四〇、共済加入者約七十七万人、共済掛金額六億円、共済給付金二億四、〇〇〇万円、契約高一、八二四億円に達してきている。このようなすう勢に対処して組合員の利益の保護と共済事業の健全な発展を図るため、三四年三月第三回国会に消費生活協同組合法の一部を改正する法律案が提出され、同年四月、成立をみた。その内容としては、共済事業を行なう組合は、規約で共済事業の実施方法、共済契約ならびに共済掛金および責任準備金の額の算出方法を定めること、この規約の設定、変更または廃止は、組合を認可した行政庁(知事または厚生大臣)の認可を受けなければならないこと、責任準備金を積立てなければならないこと等のことが定められた。この法律の成立によつて、消費生活協同組合が共済事業を行なううえに、確固たる基礎を与えられることとなつたのである。

最後に、消費生活協同組合に対する資金の貸付制度についてながめてみよう。この制度は、国および都道府県が折半負担して、共同洗濯所、共同浴場その他の共同利用施設の設備に必要な資金または組合員の生活に必要な物資の加工または生産のための施設の設備に必要な資金等を融通するもので、利益は年五分以内、貸付期間は七年以内となつている。この制度による貸付金の総額は、二八年度以来三四年度までの累計額において、二億六七〇万円となっているが、しかしこの額は一組合当たり平均でみると、わずか八三万一、〇〇〇円にすぎない。消費生活協同組合については、農業協同組合、中小企業協同組合における農林中央金庫、商工組合中央金庫のような系統金融機関がないという点から考えてみても、組合活動の振興を図るうえに、この貸付資金の増額が要望されるのである。なお、この種貸付金制度は、中小企業振興資金助成法等の例を引くまでもなく、都道府県に貸付金に関する特別会計を設け、国からの貸付資金は、この貸付事業を廃止するまでは償還することなく、再び貸付資金として活用されているのが、例であるのに対し、本制度では、償還金はただちに国庫に帰属することとなつており、この点再検討を加える必要があろう。

以上が、これまで厚生省によつて行なわれてきている社会福祉の分野での低所得階層対策のおもなものであるが、さきにも述べたとおり、今後の施策にまつべき部面が数多くあるのである。すなわち、現在、もっぱら生活保護階層に限つて利用されている授産施設の事業についても、広く低所得階層に利用できるような配慮を加えてゆく一方、授産施設の利用によってせつかく収入が増加すると、生活保護費の支給を打ち切られるとともに、授産施設の利用ができなくなり、その結果収入の減少をきたし更生したばかりの者が再び生活保護階層に転落するというような悪循環を断つための配慮も必要であろう。

また、一家心中の問題をはじめ、低所得階層に濃くまつわる種種の家庭的悲劇の発生を未然に防止するため、福祉事務所や児童相談所のような公の相談機関に加えて、最近一部の市町村において、生活上の問題を気楽に相談できる機関、いわば、「心配ごと相談所」とでも称すべきものを設置している例がみられるが、今後この種の機関を全国に普及させることなども大いに考慮していく必要があるだろう。

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(二) 老齡者福祉

わが国の老齡人口は、数においても、人口構造上の比率においても、今後増加の一途をたどること、また、長年にわたつて続けられてきた「子による扶養」という老人扶養の方式が、しだいに崩壊のきざしをみせつつあることなどから、いまや、老後の生活保障は、重大な社会問題の一つとみなされるに至っている。そして、この問題に対処するため、国民年金制度が創設されるに至ったことについては、すでに「一所得および医療の保障 1 年金制度」のところで述べたところである。

かくして、老後の生活保障については一応の道が開けたのであるが、しかし、老人には老人特有の心理があるから、生活の経済的安定を図っただけでは不じゅうぶんであり、老人の福祉は、これを基盤にしてさらに精神的な安定感をもたらす施策が行なわれることにより、はじめて真に確立されるものといえよう。その現われが老人クラブ活動の育成であり、いわゆる有料老人ホームの建設であり、あるいは「としよりの日」の行事なのである。

まず老人クラブ活動とは、老人の自主的な集まりであり、レクリエーションや生活相談を行なう活動であるが、この活動は年とともに盛んになり、昭和三四年一〇月現在全国で推定三、四〇〇程度のクラブが結成されている。といつても老人全体の数からみれば、きわめてわずかであり、今後の発展が望まれるのである。

次に、被保護者の入所する養老施設とは別に、有料老人ホームは、各地にだんだんと芽生えつつあり、三四年一〇月現在全国で二六カ所をかぞえ、収容定員約八五〇人となつているが、現在のところは数が少ないうえに入所料金も比較的高く、このため広く老人一般が利用できる段階にまでは至っていない。今後は低所得階層の老人でも気軽に利用できるような老人ホームが数多く建設される必要があろう。

以上のような施策にもまして老人の精神的安定を図るうえに大事なことは、敬老精神を重んずる社会感情であろう。戦後の混乱期にはこのような感情は、国民の間から陰をひそめてしまつたかのごとき感さえいだかせたが、最近国民生活の安定とともに再び盛り上がりを見せつつあり、とくに、九月一五日の「としよりの日」ができてからは、この日を中心として敬老会その他の催しも回を重ねるごとに盛んになりつつある。このような動きは、老人福祉を精神的な意味合いで大いに促進しつつある現われともいえよう。

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(三) 精神薄弱者福祉

精神薄弱者のうちには適当な指導によつて、ある程度の技術的作業を習得すれば、自立して生活を営む可能性のある者も多いとされている。わが国にこのような精神薄弱者がどれくらい存在するかについての正確な統計はないが、昭和二九年厚生省が実施した「精神衛生実態調査」の結果によれば、知能指数五〇以下で線を引くと、約六〇万人前後になると推定され、これに軽度のものを加えると相当の数にのぼるものを思われる。

現在、行なわれている精神薄弱者のための施策としては、まず第一に精神衛生法による措置があげられるが、この法律は、もともと精神障害者一般についての医療保護を目的として制定されたものであるため、これのみによつて精神薄弱者の保護の万全を期待することはできない。すなわち、同法は自身を傷つけたり、または他人を害するおそれのある精神障害者について、公費負担による入院措置のみちを開いているので、精神薄弱者もこの要件に該当する限り、入院による医療保護を受けることができるが、その他の多くの精神薄弱者は、同法による医療保護の対象からは除かれてくるのである。

第二には、生活保護法による保護施設への収容による保護があげられる。三四年四月末現在、保護施設としては全国で救護施設が六九カ所、更生施設が七一カ所設置されているが、その対象は貧困階級に限られ、しかも精神薄弱者のみを収容している三カ所の更生施設を除いては重度の者であつたり、精神薄弱者以外の者とあわせて収容している関係もあつて、更生のための措置はじゅうぶんに行なわれていないのが現状である。

第三には、児童福祉法による児童福祉施設への収容があげられる。精神薄弱児のための児童福祉施設としては、三四年四月末現在全国に精神薄弱児施設(収容)一〇八カ所、通園施設一二カ所となっており、逐年充実されてきてはいるものの、入所できる者は一八才未満の児童に限られ、現に入所中の児童についても原則としてその者が二〇才に達すれば利用できなくなるというたてまえになつている。なお、文部省においても精神薄弱児について特殊学級を設け、特別な教育を実施していることをあげておこう。

このように成人の精神薄弱者については、その福祉対策として従来ほとんどみるべきものがなく、数多くの精神薄弱者が家庭や社会に放置されたままになつており、重大な社会問題の一つとされているのである。

右のような事情から、三四年度には新たに成人精神薄弱者を施設に入所させ、個個にそれぞれの適性、能力に応じた生活指導および職業訓練を行なうため、とりあえず全国三カ所(北海道・東京都・岡山県)に援護施設を設置することとなり、所要の予算の計上と法的措置(社会福祉事業法の一部改正)をとり、これが対策に一步を進めることとなつたのである。

以上が、精神薄弱者に対してとられているおもな福祉施策の現状であるが、一步の前進ともいふべき施策である援護施設への収容という措置についてみても、わずかに二〇〇人程度の者が利用できる現状にとどまるのである。今後は、この施設を急速に拡充することが強く要請されるのであるが、さらに、精神薄弱者の福祉の向上を図るには、これと並んで、更生相談の機能の充実を図り、あるいは事業主への委託制度を考慮する等各般にわたつて総合的に保護指導体制を確立していく必要があり、さらには、精神薄弱の発生予防についても、研究機構の整備を図る必要があるのであつて、精神薄弱者のための対策の確立は、むしろすべてを今後にかけているものといえよう。

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(四) 身体障害者福祉

(1) 現況

わが国の身体障害者(一八才未満の児童を除く。)の数は、少し古くなるが昭和三〇年一〇月、厚生省で実施した「身体障害者実態調査」によれば、七八万五、〇〇〇人と推定されている。また、身体障害者に対しては、身体障害者福祉法に基づき、その申請によつて身体障害者手帳が交付されることになっているが、この手帳の所持者についてみると三四年六月末現在六四万一、〇〇〇人、このうち、し体不自由者が四一万三、〇〇〇人で六四・四%を占め、以下、視覚障害者の一三万三、〇〇〇人、聴覚または平衡機能障害者の八万三、〇〇〇人、音声または言語機能障害者の一万二、〇〇〇人という順序になっている(厚生省報告例による社会福祉統計)。

次に、これら身体障害者の実態を、三二年四月、厚生省で行なつた「社会保障基礎調査」によつてながめてみよう(ここでいう身体障害者は、一八才未満の者を含む身体障害者手帳所持者である)。まず、身体障害者はどのような世帯に多く含まれているかをみると、耕地面積三反以上の世帯とそれ以外の世帯別、収入階層(耕地面積)別の、それぞれの世帯人員総数に対する身体障害者数の割合は、第一一五表および第一一六表のとおりで、耕地面積三反以上の世帯すなわちいわゆる農業世帯では専業世帯の方が兼業世帯よりやや多くなつてゐるが、特徴ある傾向は示されていない。一方耕地面積三反未満の世帯、すなわち、いわゆる非農業世帯では、日雇労働世帯、家内労働世帯等不安定就業層になればなるほど高い比率を示し、さらに収入階層別にみると、だいたい収入の低い世帯ほど比率が高くなつてゐる。次に、身体障害者の就業状況であるが、就業している者は全体の五三・六%をかぞえ、就業していない者のうち就業不能者が六二・九%、就業不要者が二〇・三%(大部分が一八才未満の者ないしは高齢者である。)失業中の者が二・五%となつており、また、このうち、一八才以上の者の男女別、年令別就業状況は第二三図のとおりである。

第115表 耕地面積三反以上の世帯における身体障害者の分布

第115表 耕地面積三反以上の世帯における身体障害者の分布										
32年(人口千対)										
	総数	3反 〜4	5〜9	1町 〜1.4	1.5〜 1.9	2〜2.9	3〜4.9	5〜6.9	7町 以上	不詳
総 数	3.5	4.0	2.2	5.6	0.8	6.6	-	15.5	13.3	-
専 業 世 帯	3.7	5.8	2.4	5.1	0.5	6.3	-	17.1	12.4	-
兼 業 世 帯	3.4	3.5	2.4	6.0	0.2	8.4	-	12.1	33.4	-
兼 業 世 帯 の 他 世 帯	2.9	3.1	1.0	4.3	1.2	7.0	-	-	-	-

資料：厚生省統計調査部「社会保障基礎調査」
(注) 5町以上の世帯の比率がきわめて高いが、これは例数の少ない事による影響がかなりあるので使用に際して注意を要する。

第116表 耕地面積三反未満の勤労その他の世帯における身体障害者の分布

第116表 耕地面積三反未満の勤労その他の世帯における身体障害者の分布

32年 (人口 千対)

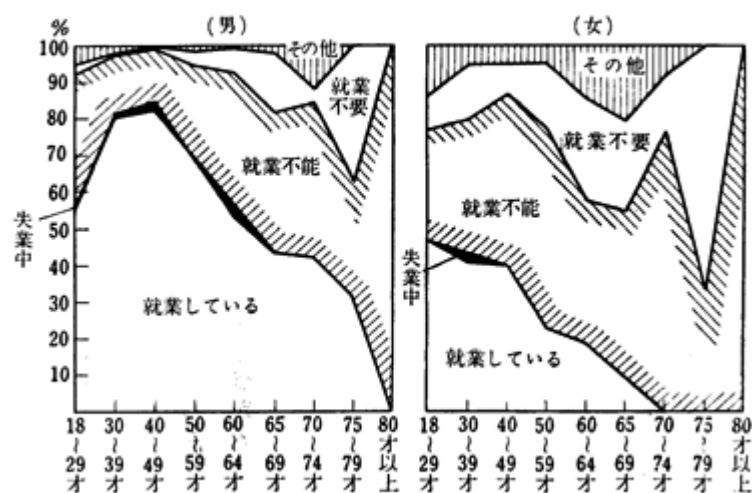
	総数	1,999円以下	2,000円以上3,999円以下	4,000円以上5,999円以下	6,000円以上7,999円以下	8,000円以上9,999円以下	10,000円以上14,999円以下	15,000円以上19,999円以下	20,000円以上24,999円以下	25,000円以上29,999円以下	30,000円以上39,999円以下	40,000円以上不詳
総数	3.5	13.1	16.3	10.6	5.3	13.0	2.7	1.9	1.1	1.5	0.9	-
常用勤労世帯	2.3	5.1	9.9	8.2	4.8	14.3	2.8	1.7	1.1	1.4	1.0	-
日雇労働世帯	4.6	23.0	17.1	11.3	2.3	7.0	1.0	-	-	-	-	-
家内労働世帯	9.7	61.1	39.5	6.6	11.8	16.2	12.6	4.9	-	-	-	-
その他世帯	9.8	12.9	16.4	13.0	9.0	16.8	2.9	4.7	1.2	7.3	-	-

資料：厚生省統計調査部「社会保障基礎調査」

第23図 身体障害者の年齢階級・就業状況別分布

第23図 身体障害者の年齢階級・就業状況別分布

32年



資料：厚生省統計調査部「社会保障基礎調査」

次に世帯業態別に就業状況をみると、耕地面積三反以上の世帯では就業している者五二・二%、三反未満の世帯では五四・三%となつてゐるが、そのうち家内労働世帯に属する者の就業率は七四・三%で抜を群いている。なお、就業していない者では、失業中の者は家内労働世帯、日雇労働世帯に多く、就業不要の者は常用勤労世帯、耕地面積三反以上の世帯および事業経営世帯に多く、家内労働世帯に最も少なくなつてゐる。この就業している者のうち、調査月の前月中に多少でも仕事をし、その対価を受け取つた者は六三・七%で、身体障害者全体の三四・一%となつてゐるが、その勤労収入階層別分布を男女別にみたのが第一一七表であり、その平均収入額は男子一万六八三円、女子五、五八六円で、収入一万円以下の者は男子五五・六%、女子は実に八六・七%を占め、身体障害者全体のりち一万円以上の収入を得てゐる者は、わずかに一三・六%をかぞえるにすぎない。

第117表 身体障害者の勤労収入別分布(就業者)

第171表 身体障害者の勤労収入別分布(就業者)

		32年								
	総 数	1,999 円以下	2,000 } 3,999	4,000 } 5,999	6,000 } 7,999	8,000 } 9,999	10,000 } 14,999	15,000 } 19,999	20,000 } 29,999	30,000 円以上
男	100.0	9.3	13.2	10.9	13.4	8.7	18.9	13.2	8.7	3.6
女	100.0	18.7	26.7	33.3	4.0	4.0	8.0	1.3	2.7	1.3

資料：厚生省統計調査部「社会保障基礎調査」

最後に身体障害者について、生計を維持するための方法は何によつてゐるかをながめてみると、勤労または事業よりの収入によつて生計を維持する者が四四・七%を占め、財産収入による者が〇・九%、恩給、年金その他社会保障給付金による者が三・一%、生活保護による扶助による者が四・七%となつており、扶養その他によつて生計を維持する者が、実に全体の半数近い四六・五%を占めている。そしてその内訳では、父母によつて扶養されている者が三八・二%、子による者が二六・〇%、夫(妻)による者が一六・八%、祖父母、孫、兄弟姉妹による者が一五・三%という実態が示されている。

以上、身体障害者の生活実態につい就業状況、世帯業態、生計維持の方法の面からながめてみた。身体障害者は日雇労働世帯、家内労働世帯等不安定就業層の、しかも低所得世帯に多く、就業状況も比較的低賃金で働いており(しかも、身体障害者のうち五〇・四%は被扶養者をもつてゐる。)、さらに約半数に及ぶ身体障害者が、父母、子、夫(妻)、兄弟姉妹等の扶養によつて生計を維持しなければならなくなつてゐるという実態を知つた。

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(四) 身体障害者福祉

(2) 対策の現状

身体障害者が右に述べたような状況にたち至っていることの原因としては、何よりも身体障害という肉体的なハンディキャップをもっていることがあげられるのであり、したがって、身体障害者の福祉の向上を図るには、一方において国家社会による生活保障のみちをこうじつつ、他方においてこのようなハンディキャップをできるだけ補い、かつ、取り除くとともに、職業能力や生活能力を回復させ社会経済活動に参加させること、いいかえれば、身体障害者の自立更生の援護をすることが必要であるといえよう。

国家社会による生活保障のみちについては、「二所得および医療の保障、1年金制度」のところで述べたように、昭和三四年二月から待望の国民年金制度が発足し、一応のカバーができるようになった。また、自立更生の援護を図るための措置としては、かねてより身体障害者福祉法が施行されている。この身体障害者の更生援護の第一線機関は、のちに述べる福祉事務所であり、このほか、各都道府県ごとに身体障害者更生相談所が設けられている。各福祉事務所には、身体障害者福祉司が配置されているが、これら福祉司は、福祉事務所における現業員の取り扱うケースに対し、専門的立場から技術指導を行ない、あるいは、身体障害者を発見して各般の相談に応じ、場合に応じて身体障害者更生相談所に連絡し、その判定に基づいて、身体障害者の更生のために必要な矯正医療である、いわゆる更生医療の給付、あるいは義手義足等の補装具の支給を行ない、また、身体障害者職業訓練所、公共職業安定所へのあつ旋、紹介を行なうのである。身体障害者更生相談所には、医師、心理・職能判定員が置かれているが、これらの職員は、身体障害者について、医学的、心理学的および職能的判定を行ない、また補装具の処分および適合の判定を行なうのである。三三年度における更生援護の実績は、厚生省社会局の調べによると、全国都道府県に置かれている身体障害者更生相談所の措置件数において八万六、一八九件、一カ所平均一、七二四件となっており、前述した職業能力あるいは生活能力を回復させるための更生医療は、四二〇カ所の専門的医療機関で二、三七四件(一般身体障害者に対するもの一、八一五件、旧軍人、軍属に対するもの五五九件)の給付が行なわれ、さらに補装具(義手、義足、車いす、補聴器、盲人安全つえ、義眼など)の交付、修理件数は一般身体障害者に対するもの三万一、九三五件、旧軍人、軍属に対するもの一万五、一二〇件となつている。

次に身体障害者の職業的な更生対策としては、まず自営業の奨励がある。現在、公共施設内の売店の設置、たばこ小売人の優先指定について優先的取扱がなされることが、身体障害者福祉法に定められているが、一般的に就業に際して最も必要なのは更生資金である。これについては、さきに述べた世帯更生資金、国民金融公庫による更生資金の利用のみちが開かれているが、身体障害者独自の制度を設けること、あるいは、現行貸付資金の大幅な増額が強く望まれている。次に、身体障害者の雇用については、これまで主として労働行政の一環として行なわれてきているが、労働省による就職のあつ旋状況をみると、三四年三月末までの希望登録者累計八万七五一五人に対し、六五%の五万二、六五九人が就職し、また身体障害者に職業技術を授ける身体障害者職業訓練所(全国八カ所)の三三年度における修了生九五七人に対し、就職者は八八六人となつている。ただ前記のように社会保障基礎調査によれば、身体障害者の収入は、全般的にはきわめて低いものであり、このことから推測すれば、雇用の状況も一般的には不安定なものが多いのではないかと考えられ、今後身体障害者雇用対策の促進を図るにあたっては、この面における改善につとめる必要があると思われる。なお、身体障害者の雇用を促進するためには、なんといつても事業主の理解を深めることが前提ではあるが、それとともに、機能回復訓練と併行的に進めら

れるべき職能訓練、あるいは自営業のための職業訓練を事業主に委託することなどについても考慮していく必要があろう。

最後に施設について一言するならば、身体障害者更生援護施設の現況は第一一八表のとおりとなつてい
るが、このほか、重度の障害者を収容する施設として国立保養所が二カ所(定員二〇〇人)ある。しかしな
がら、更生援護施設全体としてみればまだ満足すべき状況とはいえず、し体不自由者更生施設を中心と
する整備、拡充や、重度の身体障害者に対する授産施設等の設置がこれからの課題といえよう。

第118表 種類別更生援護施設数

第118表 種類別更生援護施設数								
34年9月								
	国 立		地方公共 団 体 立		社会福祉 法 人 立		計	
	数	定員	数	定員	数	定員	数	定員
し体不自由者更生施設	1	150	38	1,360	-	-	39	1,510
失 明 者 更 生 施 設	3	720	2	70	-	-	5	790
ろうあ者更生施設	1	100	-	-	-	-	1	100
身体障害者収容授産施設	-	-	23	812	10	327	33	1,139
補 装 具 製 作 施 設	15	-	26	-	-	-	41	-
点 字 図 書 館	1	-	8	-	-	-	9	-
点 字 出 版 施 設	-	-	2	-	-	-	2	-

厚生省社会局調

第二部 各論
三 国民の生活
2 社会福祉対策
(五) 婦人保護

「売春」それは人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗を乱すものであるが、性行または環境上からみてこの売春を行なうおそれのある女子に対して保護更生の措置をこうずる婦人保護の事業は、売春防止法が施行されてから一年有余をへて、最近ようやく軌道に乗り始めてきた。

売春防止法ではこれらの売春を行なうおそれのある女子、いわゆる要保護女子の保護更生を図るために、婦人相談所、婦人相談員および婦人保護施設を全国にわたって設置することが定められているが、以下これらの最近の活動状況をながめてみよう。

まず婦人相談所(一時収容施設を含む。)は、各都道府県が行なう婦人保護更生事業の中核となる機関であつて、その業務は、要保護女子の保護更生に関する相談に応じ、その家庭について必要な調査ならびに医学的、心理学のおよび職能的判定を行ない、さらに一時的な収容保護を行なうのであるが、昭和三四年七月末現在、相談所は全国の都道府県に一カ所ずつ合わせて四六カ所設置され(一時収容施設定員八六三人)、一相談所当たり平均七人の職員が勤務している。この相談所の三三年度における受付件数は、約一万五、三〇〇件をかぞえており、これを経路別にみると、婦人みずから申し出たものが全体の四四%で最高を占め、次いで警察を通じて受け付けた者が一六%で、残りはおもに福祉事務所(婦人相談員)、地方検察庁を通じて受け付けた者となつている。また、婦人相談所における処理状況は第一一九表に示されるとおりで、収容保護、家庭送還、就職あつ旋等の順序になつている。なお、最近の窓口での目立つた傾向としてあげられることは、本人自身が積極的に相談を持ち込んでくるようになったこと、一度帰郷した者、就職したが思わしくない者の再相談が多くなつたこと、また知能程度の低い者や病気の者などむずかしいケースが増加していることなどである。

第119表 婦人相談所における処理人員

第119表 婦人相談所における処理人員														
33 年 度														
	家庭(保護者)へ送還	業		結 婚	婦人相談所の訪問相談員指導	福祉施設へ移送	職業へ移送	保健所へ移送	病院内へ移送	委員(児童)の指導	児童所へ移送	収容保護	その他	計
		就職	自営指導											
人 員	1,888	1,557	174	153	754	563	380	437	39	93	2,435	6,796	15,269	
百 分 率	12.4	10.2	1.1	1.0	4.9	3.7	2.5	2.9	0.3	0.6	15.9	44.5	100.0	
厚生省社会局調														

次に、婦人保護事業の第一線の担当者である婦人相談員は、三四年七月末現在都道府県と市(都道府県は義務設置、市は任意設置)とを合わせて四五四人の配置をみ、これらの要保護女子の発見につとめるとともに、その相談相手となつて積極的な指導にあたっている。これら婦人相談員の三三年度における活動状

況をみると、受付件数は約一万八、三〇〇件で、婦人相談員一人当たり平均四〇・三件の割合となっており、さらにこれを経路別にみると、婦人みずから申し出たものが三九％で第一位を占め、警察を通じて受け付けた者が一七％で第二位を、その他は福祉事務所、婦人相談所、地方検察庁、民生委員を通じて受け付けた者となつている。また、処理状況については第一二〇表でわかるとおり、就職あつ旋、家庭送還、婦人相談所への移送などの順序になつている(婦人相談所、相談員を通じてその他が多いが、この内容は助言、指導が主たるもので、このことは要保護女子が気軽に相談にくるケースが多いことを物語るものともいえよう。)。なお、相談ケースの最近の傾向については、婦人相談所の場合とほぼ同様のことがあげられる。

第120表 婦人相談員の処理人員

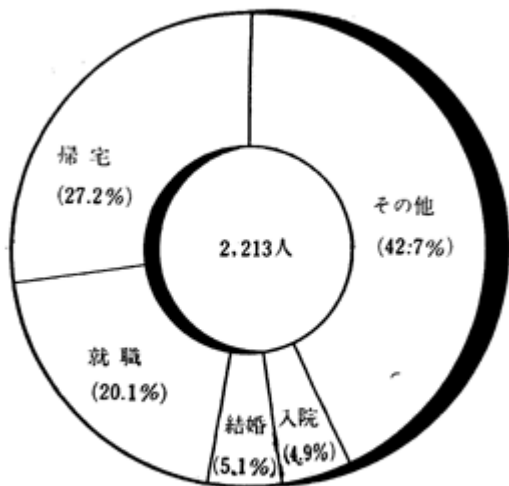
33 年 度											
	家 庭 (保 護 送 還)	職 業 (就 職 あ つ 旋)	業 業 (自 営 指 導)	結 婚	生 活 保 護	母 資 子 金 福 祉 付	世 資 帯 金 更 貸 生 付	民 生 委 員 (児 童 指 導)	児 所 童 へ 相 移 談 送	婦 所 人 へ 相 移 談 送	そ の 他
人 員	1,907	2,700	595	501	970	231	611	311	171	1,843	7,670
百分率	10.9	15.4	3.4	2.9	5.5	1.3	3.5	1.8	1.0	10.5	43.8
計											
											17,510
											100.0

厚生省社会局調

第三に、これらの保護を要する女子を収容保護する婦人保護施設についてみると、三四年七月末現在、全国都道府県に六三の施設が設置され、収容定数は二、五三六人となつている。そして収容者数は、売春防止法の取締関係の規定の施行された三三年四月初めには六六三人であつたが、その後月をへるにしたがつて増加し、三四年七月末現在には一、三八一人となった。この婦人保護施設の三三年度の状況をみると、年間の入所人員二、七〇〇人に対して、年間の退所人員は二、二一三人となつており、これら退所者の退所理由は第二四図で示すとおり、帰宅ならびに就職で約半数が占められている。なお、収容者の収容期間は、三カ月未満が三二％で最も多く、三カ月以上六カ月未満、六カ月以上一年未満がそれぞれ二二％でこれに次いでいるが、三年以上が六％もあり、二年以上になると一三％に及び、これらの保護施設のうちの大部分(四七施設)が三三年度以降に設置されたことからみて、今後一部の者は、長期にわたつて沈んでいくことが予想されるのである。また、収容者の知能程度は、中以下(知能指数一〇〇以下)が八九％でその大部分を占め、精神薄弱者(知能指数七〇以下)の分類に入れられるべき者も三七％にもなつているのであつて、このような状況からすれば、将来は、保護施設の類型化を図り、それぞれに応じて特色をもつた生活訓練や職業補導を行なうことも考慮されてゆかなければならないであろう。ちなみに、現在では収容者の約三五％が洋裁、編物、和裁などの職業訓練を行ない、さらに約四〇％の者が紙袋貼、洋裁、手芸等の授産を行なつている。

第24図 婦人保護施設退所理由

第24図 婦人保護施設退所理由



厚生省社会局調

(注) その他42.7%のうちには無断退所者24.1%を含む。

最後に、これら要保護女子の保護更生のために設けられている婦人更生資金の貸付状況についてふれておこう。更生資金の貸付は、生業につく意思と能力をもち、かつ、生業につく見込の確実な者に対して行なわれ、その経済的自立を促進させることを目的とするものであつて、その種類は、生業資金(生業を営むに必要な資金で、貸付限度額は五万円。)、支度資金(就職するに際して必要な支度に要する資金で、貸付限度額は一万五、〇〇〇円。)、技能修得資金(事業を開始し、または就職するために必要な知識、技能を修得するに要する資金で、貸付限度額は月一、五〇〇円。)、生活資金(技能修得資金の貸付を受けて技能修得期間中の生活費で月三、〇〇〇円まで。)の四種類にわかれており、また、貸付利子は年三分である。この婦人更生資金の三三年度における貸付状況は、第一二一表のとおりとなっている。

第121表 婦人更生資金貸付状況

第121表 婦人更生資金貸付状況		
33年4月～34年2月		
	件数	金額
		千円
生業資金	581	26,643
支度資金	320	4,650
技能修得資金	16	243
生活資金	6	88

厚生省社会局調

以上、婦人保護の状況をながめてみたのであるが、売春防止法の完全施行をみ社会問題となりつつあり、ここに売春問題のむずかしさが存するのである。売春問題の解決を図るには、国民の性道徳観をたかめること、婦人が転落するような経済的要因を取り除くことなど種々の根本的対策があげられようが、それはそれとして当面の解決策としては、婦人保護対策に求めなければならないところであり、これがため、その充実強化につとめ、国家としてもはなはだ恥ずべき現状を一日も早く一掃してしまわなければならないであろう。

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(六) 災害救助

(1) 伊勢湾台風

昭和三四年九月二六日夜半から二七日の早朝にかけて本土を襲った伊勢湾台風は、戦前、戦後を通じて、最大の被害をもたらした。すなわち、和歌山県汐岬付近に上陸した台風は、本土を縦断して北海道に抜け、そのため二一の都道府県にわたって被害をもたらしたのであるが、なかんずく愛知、三重、岐阜の三県の惨状は目を覆うものがあつた。この台風によつて災害救助法の発動された市町村は全国で八四市・一四区・四七二町村(愛知、三重、岐阜は全県適用)に及び、また、その被害の状況は、三四年一月一七日現在で死者四、五〇六人、行方不明一、五七五人、負傷者三万四、二九九人をかぞえ、住宅の全壊したもの四万五、〇〇七一尺流失したもの四、七三四戸、半壊したもの一五万一二九戸に達し、次項に述べるような応急仮設住宅や収容施設の供与、乾パン等の食糧品の供給、毛布衣類等の被服寝具の支給、医療救護隊の派遣および学用品の支給等の救助が行なわれ、このための救助費総額は実に約五六億四、〇〇〇万円(最近数年間は年間総額六億円以下となっている。)にのぼっているのである。なお、防疫活動について付記すれば、近接都府県の防疫監吏、防疫技師(延七六七人)がこれらの県に派遣され、現地衛生関係者と協力して給水、検病調査、消毒、集団避難所の衛生管理等にあたつたが、当初多発をおそれられた伝染病患者については一〇月二一日現在、赤痢患者は八五四人で、二ヶ所において小規模な赤痢の集団発生をみた程度であつた。

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(六) 災害救助

(2) 災害救助法の適用の概況

わが国は、気候、風土等の関係から、風水害や火災などの非常災害の発生することが多いのであるが、かような災害の発生した場合のり災者の応急救助に関する法律として災害救助法がある。

この法律による救助は、(1)災害の規模が社会秩序に影響を及ぼす程度のものである場合に行なわれるものであること。(2)国の責任において地方公共団体、日本赤十字社その他の団体および一般国民の協力のもとに行なわれるものであること。(3)非常災害に際しての応急的、一時的救助であって、災害復旧対策や日常生活困窮者に対する生活保護とは、異なるものであること等に特色がみられるのである。この法律による救助は、すべての災害について適用されるのではなくて、災害の範囲が一または二以上の都道府県の全部または一部にわたる場合および右の範囲に該当しないが、多数の者が同一の災害にかかった場合に行なわれることになっている。また、救助の実施機関は、都道府県知事であるが、市町村長はその救助事務を補助し、または委任を受けて救助の実施にあたり、また、日本赤十字社は、救助の実施機関の委託を受けて医療等の救助を行なうことに定められている。

次に、救助の種類については、これまでは、(1)収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与、(2)たき出しその他による食品の給与および飲料水の供給、(3)被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与、(4)医療および助産、(5)災害にかかった者の救出、(6)災害にかかった住宅の応急修理、(7)生業に必要な資金、器具または資材の給与または貸与、(8)学用品の給与、(9)埋葬などとなっていたが毎年の大災害の発生、とくに災害による人的被害の著しい現状にてらし、応急救助のより円滑な実施を図るため、昭和三三年一〇月厚生省に設置された臨時災害救助法調査委員連絡会の検討結果に基づき、三四年七月災害救助法施行令の一部が改正され、新たに(1)死体の搜索および処理(2)災害によつて住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去、の二項が追加された。

なお、災害救助に要する費用は都道府県が支弁し、国はこれに対して、都道府県の財政規模に応じて一定の割合で負担することになっているが、三三年度における救助費概算額三億三、六〇〇万円(このうち静岡県伊豆地方の風水害はまだ記憶に新しいところである一)のうち、国庫負担概算額は、約一億四、二〇〇万円となっている(第一二二表参照)。

第122表 災害救助法適用状況

第122表 災害救助法適用状況
33年度

	適 用 状 況	
	適用回数	市町村数
北海道	6	8
青森	4	35
岩手	2	5
宮城	2	7
山形	3	6
福島	2	7
茨城	1	2
群馬	2	2
埼玉	1	2
千葉	1	4
東京	2	53
神奈川	1	6
新潟	2	9
富山	1	1
石川	1	10
福井	1	2
長野	2	7
岐阜	1	2
静岡	2	23
三重	1	1
和歌山	1	8
鳥根	1	4
広島	1	2
福岡	1	1
熊本	2	2
鹿児島	1	2
計	45	211

厚生省社会局調

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(七) 社会福祉機関その他

(1) 福祉事務所と民生委員

福祉事務所

福祉事務所は、社会福祉行政の第一線行政機関であつて、昭和三四年七月一日現在、郡部を管轄区域とする都道府県の設置にかかるものが三七〇カ所、市部を管轄区域とする市の設置にかかるものが六三八カ所、そのほか町村の設置にかかるものが二カ所合計一、〇一〇カ所(都道府県一郡部一、市においては義務設置、町村においては任意設置)設置され、ここに生活保護法、児童福祉法および身体障害者福祉法のいわゆる福祉三法に定める援護、育成または更生の事務を担当する現業員および現業員の指導監督の任にあたる査察指導員が配置されている。この福祉事務所の職員は、社会福祉事業法に基づいて、定数と専門職員(社会福祉主事)としての任用資格とを要求されているのであるが、その状況は第一二三表に示すとおりであつて、定員の充足率、有資格率ともにいぜんとしてきわめて低率である。近年社会福祉行政が、ますます重要度を加えつつあるとき、この第一線機関が、このような現状にあることは、まことに寒心にたえないところであろう。

第123表 福祉事務所職員設置状況

第123表 福祉事務所職員設置状況												
34年9月1日現在												
	指 導 員						現 業 員					
	法定数	現在員	有資格者	(A)充足率	(B)有資格率	A × B	法定数	現在員	有資格者	(A)充足率	(B)有資格率	A × B
郡 部	649	375	342	57.7	91.2	52.6	3,788	2,973	2,151	78.4	72.3	56.6
市 部	908	680	588	74.8	86.4	64.6	4,716	4,499	2,559	95.3	56.8	54.1
総 数	1,557	1,055	930	67.7	88.1	59.6	8,504	7,472	4,710	87.8	63.0	55.3

厚生省社会局調

民生委員

わが国における社会福祉事業の発展に、民間篤志の奉仕者である民生委員の果たす役割は、まことに大きい。すなわち、民生委員は、民生委員法に基づいて、各市町村の区域におかれ、その区域内の生活保護階層はもとより、広く生活に困窮している低所得階層に対して、その自立更生のために必要な援助、指導を行ない、さらに福祉事務所その他関係行政機関の業務に対する協力機関として、活動にあたっているのである。とくに「(1)低所得階層」の項でも述べたように世帯更生運動については、これを推進するうえでの中核的存在となつている。なお、この民生委員は、都道府県知事の推せんに基づいて厚生大臣が委嘱し、三年ごとに改選(昭和三四年一二月は改選期)されるが、三四年九月末現在におけるその数は全国で一二万四、一八四人となつている。

以上、民生委員活動の現状をながめてみたが、この民生委員活動は、今後の社会福祉行政の拡充と進展に依じて、社会福祉事業の近代化と合理化の線にそい、ますます活発に行なわれることが期待されているのである。このような点から、民生委員の資質の向上のための指導訓練、改選期の問題(従来の一二月を七月にすること。)、さらには民生委員の指導に要する経費についての国庫からの助成措置等について再検討を望む声強い。

社会事業教育

わが国社会福祉事業の近代化に伴い、数多くの高度の専門的知識と技術をもつ社会福祉事業従事者(社会福祉主事、社会福祉施設勤務者等)の各種施設等への配置が必要とされており、これに依じて、現在四年制大学三校(東京、名古屋)および短期大学一校(大阪)の専門教育機関が設置されている。なお、このほか厚生大臣の指定する社会福祉主事の養成機関およびその資格認定講習会においても養成が行なわれている。

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(七) 社会福祉機関その他

(2) 社会福祉協議会と共同募金

社会福祉協議会

社会福祉事業が本来的に意図するところのものは、ただ単に貧困者の生活を援護するというような消極的なものとどまるのではなく、すすんで積極的に人間社会全体の福祉を増進させることにあるといえるのであるが、人間社会の福祉増進というようなことは、ひとり政府の力だけでなしえられるものではなく、一方において、国民の努力がなければならない。しかも、国民の努力とはいつでも個人の力や一部有志者の力というよりは、地域社会の住民全体が社会連帯思想に基づいて、有機的に組織され、社会福祉の向上のために活動することが最も大切なことである。このような必要に応ずるものが社会福祉協議会である。この社会福祉協議会は、広く国民の生活問題に対処するため、地域における社会福祉を目的とする諸活動を総合的に調整し、かつ、実践していく自主的な民間の組織体である。

現在社会福祉協議会は、全国都道府県、郡および市町村の各段階にわたって組織され(第一二四表参照)、それぞれの段階に応じて、地域社会のニードを発見し、あらゆる社会資源を活用し、世掛更生運動、歳末助け合い運動等の防貧的な活動から老人福祉、児童福祉、さらには生活改善等への問題に至るまで系統的に事業活動にあたっている。

第124表 郡市区町村社会福祉協議会結成状況

第124表 郡市区町村社会福祉協議会結成状況 34年3月末現在			
	総 数	社 協 数	結成率(%)
郡	440	438	99.5
市	547	529	96.9
区	84	83	98.8
町 村	3,065	2,807	91.6

全国社会福祉協議会調
(注) このほか、都道府県社会福祉協議会 46、全国社会福祉協議会 1 がある。

ただ、ここで問題になるのは市町村の社会福祉協議会である。すなわち、その結成率は形式的には九〇%をこえてはいるものの、個々の事業活動の実態にはかなりの格差があり、極端に言えば名前だけのところもあるような状況でこのため未結成町村の指導とあわせて、これらのものの組織活動の拡充、強化がとくに望まれているのである。

共同募金

共同募金はいわゆる「赤い羽根」運動として、社会福祉事業または更生保護事業を経営する者に配分することを目的として、都道府県単位に行なわれる寄付金の募集であって、社会福祉事業の公私分離の原則に基づき、「国民助け合い運動」の一環をなす民間社会福祉事業の財源調達の方途としてとりあげられたものである。

ところで、この共同募金運動に際しては、さる昭和三三年一一月、中央共同募金会で「全国共同募金の世論調査」が実施されたので、その結果から世論の動向を少しく観察してみよう。まず、共同募金運動を行なうこと自体の是非については七七・五％が賛成し、反対は四・三％となっており、次に、共同募金の使いみち(配分先)については、五五・八％が新聞等で見た(聞いた)となつてゐる。また、募金方法については、戸別訪問に対する希望としては六五・七％が意見なしとなつてゐるが、意見のある者(三四・三％)のうち七三・七％は「生活程度に応じた任意寄付にしてほしい。」となっており、街頭募金に対しては、意見のある者三五・三％のうち、七二・三％が「おしつけ的な態度で募金することはやめてほしい。」というような状況であつた。このような結果からみると事業開始以後十余年をへた共同募金については国民の相当数から支持を受けていることがわかるが、一方、募金の方法に批判もあることを物語つてゐる。三三年度の共同募金の配分の実績は第二五図に示すとおりである。なお、三四年八月の厚生省告示によつて、三四年度の共同募金の実施期間は、これまでの一カ月間が、三カ月(一〇月一日から一月三十一日まで)に延長されることになつたが、これは、最近、民間の社会福祉事業の発展に伴い資金需要が増大してきていること、また、募金の基盤をなす国民所得も国民経済の発展とともに著しく増加してきているのに対し、募金額の方は、事業の発足以来横ばい傾向を続けている状況にかんがみ、この際、募金額の大幅な増加を図るためにとられた措置である。とくにわが国の募金は、八一・三％が戸別訪問で集められ、法人募金は四・九％を占めるにすぎないが、アメリカでは、法人募金が三五・二％(一九五七年、米国の共同募金会資料)を占め、しかも大会社から大口の寄付を受けることによつて多額の募金化に成功している事例にかんがみ、今後は法人に対する寄付の勧誘の積極化を図ることを主眼の一つとすることになつた。この期間延長とともに、これまで毎年行なわれていた「歳末助け合い運動」は、共同募金の一環として行なわれることとなつた。

第25図 共同募金配分類



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(七) 社会福祉機関その他

(3) 社会福祉事業振興会

社会福祉事業振興会は、(1)社会福祉法人に対して、社会福祉事業施設の修理、改造、拡張、整備、災害復旧等に要する資金または施設経営に必要な資金の貸付と、(2)社会福祉事業の振興を目的とする事業を行なう者に対して資金を貸付けまたは助成を行なうことを目的として、昭和二九年に制定された社会福祉事業振興会法に基づいて設立された特殊法人である。

この振興会の出資金は全額政府出資であり、二九年度以来三四年度までの出資額の累計は五億二、〇〇〇万円に達している。また、三三年度は融資の申込一六二件、約三億円となつているのに対して、貸付状況は一二三件、約二億円で、貸付の融資申込に対する比率は、件数で七五・九%、金額で六七・五%となつており、これを一件当たり貸付額でみると最高五〇〇万円、最低二〇万円で、平均一五九万八、五〇〇円と一般的にきわめて零細な額となつている。なお、この事業開始以来三三年度までの事業種別にみた振興会資金の貸与状況は第一二五表のとおりであり、また、この貸付金による事業の内訳をみると、施設の拡張が過半数を占め、ついで改造、修理の順になつている。

第125表 業種別資金貸付状況

第125表 業種別資金貸付状況				
29～33年度				
	件	数	金	額
		%	千円	%
保護施設	152	26.5	180,100	28.9
児童福祉施設	293	51.0	277,230	44.7
身体障害者更生援護施設	11	1.9	10,610	1.7
更生保護	35	6.1	26,530	4.3
公益質屋	2	0.3	500	0.1
婦人保護	1	0.2	450	0.1
社会福祉事業法による施設および事業その他	74	12.9	117,520	18.8
その他	7	1.2	8,500	1.4
合計	575	100.0	621,440	100.0

厚生省社会局調

第二部 各論

三 国民の生活

2 社会福祉対策

(七) 社会福祉機関その他

(4) 国際会議

昭和三三年のわが国社会福祉事業界は、国際色一色に塗りつぶされたといつてもよいほどであつた。すなわち一わが国で始めて社会福祉事業に関する国際会議がそれも一つではなく三つのものが開催されるというように社会福祉事業界にとってはまさに、歴史的な年であつたのである。このような重要な会議がわが国で開催されたということは、これまで欧米諸国に比べて遅れているといわれるわが国の社会福祉事業活動もようやく国際社会に認識され始めてきた証左ともみられるのであり、まことに喜ばしいことであつた。

第九回国際社会事業会議

昭和三三年一一月三〇日から一二月六日わたつて、第九回国際社会事業会議が東京において開催された。この国際会議は社会福祉その他関連する諸問題の国際的な討議の場を提供し、これに関する情報と経験を交換するとともに、社会福祉の分野における国際間の協力を促進、助長することを目的として、一九二八年以来開催されているのであるが、今回の会議は、海外から四一カ国六八九人の参加のもとに、「社会福祉と社会資源－社会的ニードのための資源の動員－」という主題をめぐって種種検討を行なつた。

第二回国際児童福祉研究会議

昭和三三年一一月二三日から二七日まで、東京において国際児童福祉連合と厚生省の共催で第二回国際児童福祉研究会議が開催された。会議の主題は「家庭における児童」であるが、世界中のほとんどすべての児童たちがそれぞれの家庭内で生活し、そして児童の将来がその両親たちの扱い方によって左右されるという事実に基づいて提案され、いわゆる健全育成対策をめぐつて討議が行なわれたのであるが、海外から三一カ国一九一人が参加した。

第九回国際社会事業教育会議

昭和三三年一一月二七日から二九日まで、東京において第九回国際社会事業教育会議が開催され、四五カ国の社会事業学校の教育者および経営者が参加して、社会事業教育の問題について種種討議が行なわれた。

かくしてわが国の社会福祉事業も国際社会に対して大きく窓が開かれることとなり、これら一連の国際社会事業会議の結果は、関係者に大きな刺激を与え、また、その視野を国際的に高め、今後の進路に明るい希望をいだかせることができたのである。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(一) 児童福祉の動向

児童福祉法が施行されたのが昭和二三年一月であつたから、三三年度で満一〇年を経過したわけで、この間におけるわが国の児童福祉事業の発展は、めざましいものがあつた。もつとも、戦後の混乱期という特殊事情もあつて、戦争の被害を受けた児童の緊急の援護から発足し、主として特別の保護を必要とする児童に重点をおいての展開であつた。いうまでもなく、特別の保護を必要とする児童に対して保護の措置をこうずることは、児童福祉行政の一つの支柱ではあるが、一方児童福祉行政が真に児童福祉の実現を指向するとき、忘れてはならないもう一つの支柱がある。それは、一般の児童の健全な育成を促進するための施策である。「予防は治療にまさる。」ということは、児童福祉事業の領域においてもいえることであつて、とくに最近の少年犯罪や児童の事故死等児童福祉のうえから見のがすことのできない社会問題も、児童をとりまく家庭環境や社会環境を浄化し、あるいは整備するための措置がとられ、さらには家庭における教育が適切に行われることなどによつて、ある程度未然に防止できることは明らかである。三三年一―月東京で開催された国際児童福祉研究会議は、「家庭における児童」を主議題としたが、この主議題が選ばれたのは、世界的に、従来、特殊の問題児に対する保護が児童福祉事業の中心に置かれ、一般家庭の児童が心身ともに健全に育成されるようにするための家庭および地域社会に対する働きかけについては、ともすれば積極性を欠くうらみがあつたので、もし真に児童の福祉を意図するならば、問題児の保護対策(治療)にとどまらず、積極的に、それらの問題児を生みださないようにするための一般児童を対象とした健全育成対策(予防)に重点を置かねばならないことを強調し、そのための適切な方策を検討しようという趣旨に基づいたものであつた。

最近、わが国の児童福祉行政においても、このいわゆる予防の必要性が痛感され、これに対する努力がそそがれてきてはいるものの、いまだ施策として不備な点が多く、今後の推進が強くのぞまれているのである。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(二) 児童福祉機関の活動状況

児童福祉のために直接活動している行政機関としては、児童相談所、福祉事務所、保健所、児童委員などがあるが、以下その活動のあらましを述べてみよう。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

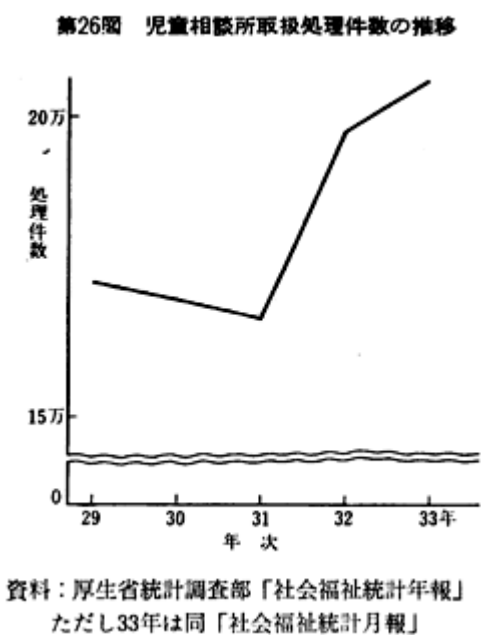
(二) 児童福祉機関の活動状況

(1) 児童相談所

児童相談所は、保護者のない児童、心身に障害のある児童、家出児童などのいわゆる問題児のみならず、ひろく一般の児童を含めて、児童福祉に関係のあるすべての相談に応ずるとともに、児童の資質、性格、家庭状況等の調査、判定を行ない、また、必要に応じ、巡回相談、巡回指導、一時保護を行なうなど、児童福祉のためのサービス業務を担当する専門的機関であり、さらに、右の判定、調査に基づいて必要な保護の措置をとる機関である。

児童相談所の活動状況をみると、その取扱処理件数の年次別推移は、第二六図に示すとおり、最近年とともに増加しており、また、どのような種類の相談が行なわれているかは第一二六表に示されている。この相談の種類のうちでとくに注目を要するのは、健全育成相談が受付件数で最も多く約三〇%弱を占めていること、教護相談、触法行為相談がきわめて多く、両者で二三%を占めていることである。健全育成相談というのは、児童のしつけの相談や習癖についての相談など一般児童を健全に育成していく過程において生ずる諸問題についての相談であって、児童相談所が問題児のもつ諸問題のみならず、このような相談機能をも数多く果たしていることは、児童相談所の本来の機能について一般の家庭がしだいに認識を深めつつある証左といつてよいであろう。

第26図 児童相談所取扱処理件数の推移



第126表 児童相談所における相談の種類別受付件数

第126表 児童相談所における相談の
種類別受付件数

33年

	受付実人員	百 分 率
養 護 相 談	43,127	21.0
保 健 相 談	2,730	1.3
し 体 不 自 由 児 相 談	10,141	4.9
視 聴 言 語 障 害 相 談	2,902	1.4
精 神 薄 弱 相 談	16,016	7.8
教 護 相 談	25,247	12.3
触 法 行 為 相 談	22,137	10.8
健 全 育 成 相 談	61,064	29.7
そ の 他 の 相 談	22,334	10.8
計	205,698	100.0

資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」

昭和三四年一〇月現在児童相談所は、全国に一二二万所あり、児童相談所に置かれている職員の数約二、〇〇〇人であるが、そのうち、児童の判定業務にたずさわる専門職員(精神科医、臨床心理判定員等)は約一九〇人で、また、専門ケースワーカーである児童福祉司も約四八〇人という現状であつて、児童相談所の仕事の中枢をなす陣容は、きわめて不じゅうぶんであり、その充実が強く望まれるものである。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(二) 児童福祉機関の活動状況

(2) 福祉事務所と児童委員

福祉事務所の一般的な状況については、さきに述べたところであるので、ここでは、児童福祉行政の分野におけるその活動状況をながめてみよう。福祉事務所の児童福祉に関する業務としては、児童および妊産婦の福祉に関する実状のは握、相談および調査、個別的または集団的指導などがあげられるが、社会福祉主事の充足がじゅうぶんでなく、生活保護関係の業務に忙殺され、このため、児童福祉関係の業務の遂行は円滑を欠きがちであり、社会福祉主事の充足を図ることは、この面からも強く要請されているのである。なお、昭和三三年の活動状況は、第一二七表のとおりとなつている。

第127表 福祉事務所における種類別処理件数

第127表 福祉事務所における種類別処理件数									
33年									
総 数	社会福祉主事の指導	施設入所措置			児童福祉法第22条ないし第24条の措置権者に報告または通知	児童相談所へ送致	児童相談所の依頼による調査の完了（法第18条の2第2項によるもの）	他の機関への紹介あつ旋	相談助言その他
		助産施設	母子寮	保育所					
304,246	16,794	4,505	2,805	185,378	15,410	9,817	6,297	8,286	55,674

資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」

児童委員は、民生委員をもつてあてられるが、三四年九月末現在におけるその数は、一二万四、一八四人となつている。

児童委員の職務は、それぞれの担当区域内の児童および妊産婦の実情のは握、要保護児童の発見と通告、児童福祉司や社会福祉主事の行なう職務に対する協力など、広く地域社会における児童福祉上の問題について、民間奉仕者として活動することであるが、のちに述べるような児童の健全育成のための施策は、家庭や地域社会との緊密な連携のもとに実施されることが必要であるから、民間活動の中心者である児童委員の、この面についての今後の活動が大いに期待されるのである。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(二) 児童福祉機関の活動状況

(3) 保健所

保健所は、公衆衛生行政の第一線機関として公衆衛生に関する各般の業務を行なっていることについては、すでに述べたとおりであるが、母子衛生思想の普及、妊産婦や乳幼児の健康相談や保健指導、身体障害児の療育指導、未熟児の訪問指導など、母子保健その他児童の保健衛生上の諸問題についても、重要な役割を果たしている。なお、昭和三三年において保健所が行なつた保健指導の件数は、第一二八表のとおりである。

第128表 妊産婦・乳幼児保健指導件数

第128表 妊産婦・乳幼児保健指導件数		
33年		
		保 健 指 導 件 数
妊	婦	451,135
産	婦	70,433
乳	児	2,107,599
幼	児	513,520
計		3,142,687
資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」		

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(三) 母子保健

母と子の健康は、国民保健の基盤であり、したがって妊産婦および乳幼児の健康の保持増進を目的とする母子保健対策は、国民の保健対策の出発点になるものといえよう。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

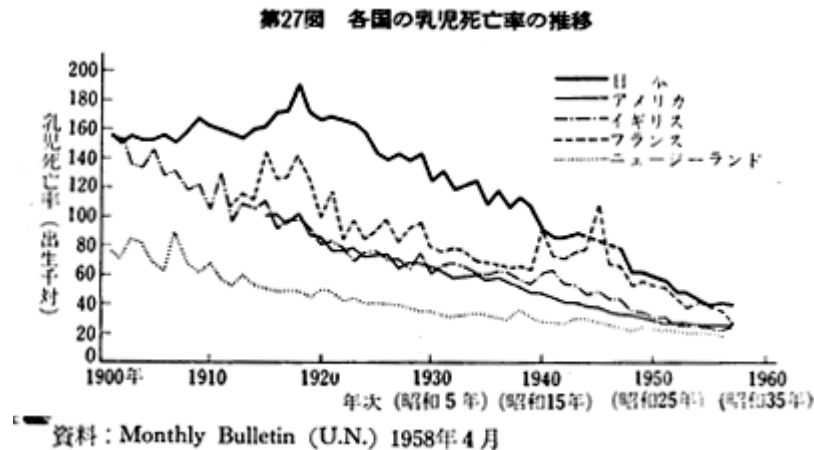
(三) 母子保健

(1) 現状

まず、わが国における母と子の健康の状態について、乳幼児死亡率および妊産婦死亡率の指標によつてながめてみよう。

乳児(一才未満の児童をいう。)死亡率は、戦後になつて著しい改善をみせ、第二七図にあるとおり、昭和五年には出生一、〇〇〇に対し、一割をこえる一二四・一であつたが、二五年には半数以下の六〇・一に低下し、さらに三〇年には三九・八と四〇台を割り、一二年、三二年はやや停滞を続けたが、三三年には三四・六(概数)というこれまでにみられなかつた最低率を記録するに至つた。もっとも、イギリス、アメリカなどの先進諸国と比べると差は縮まつてきたとはいふもののいぜん低位にあり、今後なお改善の余地があるといえよう。

第27図 各国の乳児死亡率の推移



ところでわが国の乳児死亡率で注目すべきこととしては、第一に地域によつてかなりのアンバランスの存することがあげられよう。すなわち、大都市を含む都府県や東山地方(山梨、長野、岐阜等)では低く、とくに全国最低率の東京都はイギリスなみの二四・〇という数値を示しているのに対し、東北地方や北陸地方で高く、青森県のごときは、五三・四というような高い率を示すというように、最高と最低の間には、出生一、〇〇〇対三〇に近い差異があることである(第一二九表参照)。

第129表 都道府県別乳児死亡数・死亡率

第129表
都道府県別乳児死亡数・死亡率
33年

	実 数 (千人)	死 亡 率 (出生千対)
全 国	57,024	34.6
北 海 道	3,214	34.3
青 森 県	1,724	53.4
岩 手 県	1,652	52.3
宮 城 県	1,309	38.0
秋 田 県	1,137	43.5
山 形 県	1,039	41.5
福 島 県	1,965	43.8
茨 城 県	1,741	44.3
栃 木 県	1,086	36.8
群 馬 県	1,007	34.9
埼 玉 県	1,749	40.8
千 葉 県	1,567	39.5
東 京 都	3,372	24.0
神 奈 川 県	1,427	27.5
新 潟 県	1,694	36.7
富 山 県	761	44.8
石 川 県	815	46.1
福 井 県	557	39.4
山 梨 県	396	27.7
長 野 県	939	27.9
岐阜県	1,131	38.0
静 岡 県	1,562	30.1
愛 知 県	2,251	32.4
三 重 県	880	34.4
滋 賀 県	603	41.1
京 都 府	815	28.2
大 阪 府	2,467	29.3
兵 庫 県	1,848	29.5
和 歌 山 県	486	40.1
鳥 取 県	610	35.8
島 根 県	364	34.0
山 口 県	546	35.6
徳 島 県	906	31.9
香 川 県	1,296	35.0
高 松 県	889	32.6
愛 媛 県	654	41.4
高 知 県	620	38.9
富 山 県	977	34.8
石 川 県	589	41.7
福 井 県	2,048	29.0
山 梨 県	695	34.9
長 野 県	1,413	35.9
群 馬 県	1,196	32.3
埼 玉 県	917	39.3
千 葉 県	831	34.9
東 京 都	1,279	29.7

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

註 この表の数字は、概数である。

第二に、出生後の期間の経過したものほど死亡率の改善が著しいことがあげられよう。この状況については、第一三〇表の生存期間別乳児死亡率に示すとおり、三二年を二二年に比べると、全乳児死亡率では二二年の五二・二%、一週未満では八七・四%、四週未満では六九・七%、三カ月から五カ月では四七・七%、九カ月から二カ月では二六・七%というように、出生後の期間の経過したものほど死亡率が改善されてきている。このため、最近では、生後四週未満の新生児の死亡が乳児死亡の主要部分を占め、全乳児死亡率のうち、生後四週未満の新生児死亡の占める割合は、三〇年五六・二%、三一年五六・五%、三二年五四・〇%、三三年五六・五%となつている。

第130表 生存期間別乳児死亡率

第130表 生存期間別乳児死亡率

(出生 千対)

	総数	日		週					月				
		1日未満	1～6	1週未満	1	2	3	4週未満	1カ月未満	1～2	3～5	6～8	9～11
22年	76.7 (100.0)	2.1 (100.0)	12.2 (100.0)	14.3 (100.0)	7.6 (100.0)	5.4 (100.0)	3.8 (100.0)	31.0 (100.0)	32.3 (100.0)	15.5 (100.0)	10.7 (100.0)	9.1 (100.0)	9.0 (100.0)
25	60.1	3.6	11.5	15.1	5.7	4.0	2.7	27.4	28.1	12.0	8.3	6.1	5.7
30	39.8	3.4	9.7	13.1	4.7	2.8	1.8	22.3	22.7	7.3	4.8	2.9	2.1
31	40.6	3.3	10.2	13.5	4.8	2.8	1.8	23.0	23.3	7.5	4.7	3.0	2.1
32	40.0 (52.2)	3.2 (152.4)	9.4 (77.0)	12.5 (87.4)	4.6 (60.5)	2.8 (51.9)	1.8 (47.4)	21.6 (69.7)	22.0 (68.1)	7.3 (47.1)	5.1 (47.7)	3.4 (37.4)	2.4 (26.7)

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) 1. 32年の死亡率の下のかつこ内の数字は22年のそれぞれの生存期間別乳児死亡率を100とした場合の比率である。

2. 各項の和が「総数」または「～週・月未満」と合致しない箇所があるのは、四捨五入の誤差による。

また、三二年における乳児死亡について、死亡原因を、未熟児、先天奇形、新生児固有の疾患、出生時の損傷等の「主として出生前および出生時の原因」と、肺炎、下痢腸炎等の「主として出生後の原因による死因」とに分けて(なお、分類上は、「その他の死因」がある。)みると、前者は二万七、二七八人、後者は二万八、四二〇人となっており、乳児死亡総数六万二、六七八人のうち、前者は四四%、後者は四五%となっている。

今後さらに乳児死亡を少なくするためには、以上の事実から判断して、乳児死亡率の高率な地域に対し重点的に母子保健対策を実施すること、生後四週未満の新生児死亡を減少させるための方策を強化すること、さらに主として出生後の原因による死亡に対処するための一般的な公衆衛生施策の強化を図ることなどを重点として、母子保健対策の推進を図る必要があるものと考えられる。

次に妊産婦死亡の状況をながめてみよう。これについても昭和五年の死亡率が出生一万対二七であつたのに対し、一二年および三二年にはともに出生一万対一七・〇という率を示すに至つたが、とくに戦後だけについてみれば減少傾向が示されていないことが注目になる。かつての一万対二七という死亡率は、数値としては高率であつたが、当時のイギリス、アメリカ等のそれに比べると二分の一以下であり、世界各国のうちでも、最も低率であるといわれてきたのに対し、その後欧米諸国においては、妊産婦死亡に対処するための積極的な努力が払われ、その結果、最近では、わが国をはるかに下回るアメリカの四・七(白人のみをとれば三)、イギリスの六・四、フランスの六というような低い妊産婦死亡率が示されてきており、この間の医学の発達を考慮に入れると、わが国の場合は著しい立ち遅れを示してきているといえよう。

最後に、幼児死亡率も第一三一表に示すとおり、年とともに低下を続けているが、ただ三〇年以降は交通事故、でき死等の不慮の事故を死因とするものが第一位を占めるに至っていることは大いに注目を要する点であろう。

第131表 主要死因別幼児死亡数・死亡率(1～4才)

第131表 主要死因別幼児死亡数・死亡率（1～4才）

	実 数			死 亡 率 (1～4才人口万対)		
	28 年	31 年	32 年	28 年	31 年	32 年
全 死 因	50,516	27,174	24,386	57.7	37.9	35.7
胃炎、十二指腸炎、腸炎	9,378	4,244	3,060	10.7	5.9	4.5
および大腸炎	6,493	5,098	4,997	7.4	7.1	7.3
不 慮 の 事 故	7,429	3,047	2,055	8.5	4.3	3.0
赤 痢	6,814	3,749	3,882	7.8	5.2	5.7
肺 炎	3,076	1,197	1,294	3.5	1.7	1.9
麻 疹	2,521	930	722	2.9	1.3	1.1
全 結 核	1,027	756	695	1.2	1.1	1.0
腎炎およびネフローゼ	1,115	487	426	1.3	0.7	0.6
髄膜炎（菌性を除く）	529	97	93	0.6	0.1	0.1
百日咳	902	400	340	1.0	0.6	0.5
気 管 支 炎	11,232	2,169	6,822	12.8	10.0	10.0
そ の 他 の 全 死 因						

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(三) 母子保健

(2) 対策

妊産婦および乳幼児保健指導

母子保健に関する基礎的な施策としては、妊婦に対する母子手帳の交付、妊産婦に対する産前産後の保健指導、乳幼児に対する育児相談、栄養指導などがあるが、これら一連の保健指導は、母と子の健康を保障するために不可欠のものであり、保健指導を受ける母子の数も年々増加している。昭和三三年における妊産婦および乳幼児に対する保健指導の状況は、第一三二表および第一三三表のとおりであるが、保健所のほかに、医師、歯科医師、助産婦、保健婦による保健指導が相当行なわれていることがうかがえよう。もともと母子保健事業のような個別的対人性の強い事業にあっては、地域住民の全般に対し、衛生教育の普及を図ることのほかに、さらに個々の妊産婦、乳幼児の状況に応じた個別指導にまで立ち入っていくことがとくに必要とされるものであり、そのためには、住民の身近なところで利用できる人的物的資源を整備し、かつ小地域を行政ないし事業の単位とすることが適切なのである。かかる観点からいえば、保健所を実施主体とする保健指導には、ある程度の限界があるのであつて、保健指導の徹底を期するためには、市町村を実施主体とすることがより適切であるといえよう。

第132表 妊産婦保健指導件数

第132表 妊 産 婦 保 健 指 導 件 数							
33 年							
	妊 産 婦	妊 婦		妊婦の異常のあるもの			
		妊 娠 前 期	妊 娠 後 期	悪 阻	高血圧、たん白尿、浮腫のあるもの	結 核	その他
保 健 所	70,433	172,040	279,095	7,012	27,826	2,829	12,924
そ の 他	176,242	124,273	260,501	22,685	25,819	1,267	15,692
計	246,675	295,313	539,596	29,697	53,645	4,096	28,616

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」

かような趣旨に基づき、その手始めとして、三三年度から新たに市町村の区域に母子健康センターが設置されることになった。母子健康センターは、市町村における母子衛生事業を推進し、その向上を図るために、助産のほか、妊産婦および乳幼児の保健指導、受胎調節指導、栄養指導などを行ない、また、母子保健に関する地域住民の自主的な組織活動の拠点としての役割をも果たす総合的な母子保健施設であつて、その設置に要する費用については三三年度五三カ所分、三四年度五〇カ所分につき、国庫による助成の措置がこうじられたのである。

右のように、母子センターは、市町村を実施主体とする母子保健事業の拠点として大いにその成果が期待されているが、助産施設のない地域等においては助産施設としてもその設置を要望する声は切なるものがあり、今後ともその増設および充実整備が望まれるものである。

第133表 乳幼児保健指導件数

第133表 乳 幼 児 保 健 指 導 件 数						
33年（単位千件）						
		総 数	乳 児	幼 児	異常のあつた乳幼児	
					治 療 を 要する者	指 導 を 要する者
保健所	個 人	1,604	1,362	242	83	246
	集 団	1,018	746	272	53	157
	計	2,621	2,108	514	135	403
そ の 他		965	719	248	61	128
	計	3,587	2,826	761	196	530

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」
（注） 各項の和が総数、計と一致しない箇所があるのは、四捨五入の誤差による。

未熟児対策

昭和三二年の新生児の死亡数三万三、八四七人のうち、身体の発育が未熟のまま生まれたいわゆる未熟児(出生時体重二、五〇〇グラム以下のもの)であることおよび新生児固有の疾患を原因として死亡したものは、実にその約六割を占めている。身体の発育が未熟なまま生まれた児童であっても、出生後直ちに適切な措置をこうずればその多くのものは死亡をまぬがれることができるのであり、未熟児対策の確立は、久しく要望されてきたところである。このため国としても、三三年度から、児童福祉法を改正して、未熟児の届出、医師、保健婦等による訪問指導、家庭用簡易保育器の貸出、入院を必要とする未熟児に対する養育医療の給付等を内容とする未熟児対策を実施したのであるが、三三年度におけるその実施状況は、第一三四表のとおりであり、初年度のため必ずしもじゅうぶんとはいえず、今後一層の充実強化が望まれている。

未熟児届出・養育指導の現況

第134表 未熟児届出・養育指導等の現況							
34年1月～34年6月							
	未 熟 児 届 出 数 (現 在 地)			養 育 指 導		保 育 器 貸 出 実 数	
	総 数	病 院 ま た は 診 療 所	そ の 他	本 年 訪 問 初 回 訪 問 実 人 員 延 人 員			
総 数	30,524	11,631	18,893	28,448	53,418	1,004	
1,800 g 以 下	4,821	2,224	2,597	3,871	8,349	497	
1,801 ～ 2,000 g	3,985	1,556	2,429	3,818	7,943	260	
2,001 ～ 2,300 g	10,126	3,727	6,399	9,606	17,959	179	
2,301 ～ 2,500 g	11,592	4,124	7,468	11,153	19,167	68	

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」

妊娠中毒症対策

わが国の妊産婦死亡の原因をみると、第一三五表にあるとおり、妊娠中毒症によるものが相当の部分を含めており、妊産婦の保健対策の強化を図るには、当面妊娠中毒症対策をとりあげる必要がある。これまで、妊産婦の保健指導の一環として重視はされてきたが、今後は、妊娠中毒症そのものを対象にとりあげ、これに早期の保健指導を行ない、要治療者に対しては早期治療を行なうよう諸種の施策をこうずることが、母性を死亡から救い、健全な児童を出生させるために欠くことのできない措置であると思われる。

第135表 死因別妊産婦死亡数・死亡率

第135表 死因別妊産婦死亡数・死亡率

	実 数		死亡率(出産万対)	
	31 年	32 年	31 年	32 年
総 数	2,838	2,677	15.4	15.4
産 褥 熱	127	130	0.7	0.7
妊 娠 中 毒 症	1,091	1,055	5.9	6.1
出 血	712	671	3.9	3.8
子 宮 外 妊 娠	358	297	1.9	1.7
流 産 後 死 亡	113	99	0.6	0.6
そ の 他	437	425	2.4	2.4

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

家族計画

家族計画とは、家庭生活の合理化、健全化を図るための自主的、計画的な家族設計をいうものであり、近時わが国でもこれに対する一般の関心は次第にたかまりつつある。いうまでもなく、家族計画は計画的出産ということをその基礎とするものであつて、それは当然に一定期間における出産回避の手段を伴うものであるが、この出産抑制の手段として最も合理的なものは受胎調節であり、家族計画という場合、一般的には、計画的な受胎調節によつて行なう家族設計を指すものとされている。しかるに、わが国では、出産抑制の手段として人工妊娠中絶が相当広はんに行われているのが現状である。昭和三三年における人工妊娠中絶件数は、約一一三二万件となつているが(厚生省統計調査部「優生手術および人工妊娠中絶報告」)、これは正規に届け出られたものだけであり、無届出のものを加えると、いかに膨大な数にのぼるかが推測できるのである。人工妊娠中絶が母体にいかに悪い影響を与え、母体の健康を阻害しているかということを考えるとき、このような方法による出産の抑制は、家族計画の普及により、合理的計画的な受胎調節に置きかえられる必要があるのである。

受胎調節の普及については、従来、保健所を通じ、また助産婦等による受胎調節指導員によつて啓発活動、集団指導、個別指導が行われてきた。そしてとくに生活保護階層や低所得階層の人人については、器具、薬品を無料または廉価で配布しているが、その実績は、三三年度において被保護者約五万三、〇〇〇人、低所得階層約二〇万人となっている。

これまで、家族計画の普及は、主として保健所が実施主体となつて行われてきたが、なにぶんにも家庭生活に関する問題であるので、地域住民と直結する市町村が実施主体となることの方がより効果的であると考えられるようになり、三三年度以降年次計画をもつて逐次事業の実施主体を市町村に移行させる措置がとられることになつた。三三年度においては、約一〇〇市町村が実施主体となつたが、三四年度においては、さらに五〇〇市町村が予定されている。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(四) 児童の健全育成

(1) 現状

すでに総説で述べたごとく、最近における児童の不良行為の増加傾向は著しく、第八図のとおり、昭和二六年を頂点として一時減少傾向をたどっていた少年犯罪も三〇年を底に再び増加傾向に転じ、とくにこの傾向は、一四才未満の年少児童に著しく、また、粗暴犯、凶悪犯、性犯などの激増は、少年犯罪の悪質化の傾向を物語っている。さらに、一八才未満の児童で警察の補導を受けたものの数も年年増加し、三三年には約四九万人となり、三〇年の約二七万人と比べると実に一・八倍となつている(警察庁調)。これらの傾向は、さきに述べた児童相談所における教護相談、触法行為相談の件数がきわめて多いという点にも反映されているといえよう。また、交通事故、でき死等の不慮の事故による死亡は、三三年には九、一八一人(ただし、一才から一四才まで。厚生省統計調査部「人口動態統計」)にのぼり、この年齢層の死亡原因の第一位を占め、この年齢層の全死亡者数の二六%を占めるに至っている。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(四) 児童の健全育成

(2) 対策

右のような事情を改善し、児童を心身ともに健全に育成するためには、児童の生活の場である家庭および地域社会において、一方で不健全な環境をなくすとともに、他方で積極的に健全な環境をつくりだしていくことが必要であろう。もちろん、このようなことは、ひとり厚生行政の施策だけでなしえられるものではなく、児童福祉に関する各行政部門の施策を総合的に実施してはじめて効果のあがることであるが、ここでは、厚生行政部門の状況をながめてみよう。

児童福祉のための地域組織

児童の健全な育成は、家庭、地域社会および国(地方公共団体)の三者の努力が相まってはじめて、その効果を期待することができるものであり、わが国の現状においては、とくに地域社会における子供会、母親クラブ、児童指導班等による児童福祉のための自主的な地域組織活動を全国的に普及することが必要であると思われる。昭和三三年一二月末現在の児童福祉に関する地域組織の状況は、第一三六表のとおりであるが、今後は、とくに小住宅の密集した地域、風紀上児童の教育に適当でない地域、両親の労働のため学校の放課後放置される児童の多い地域など、児童の健全な育成のための環境が好ましくないような地域について、これらの地域組織活動を推進する必要がある、同時にこれら活動のよき指導者をうるようその育成につとめる必要があろう。

第136表 児童福祉地域組織の現況

第136表 児童福祉地域組織の現況		
33年12月末現在		
	組 織 数	組 織 人 員
子 供 会	61,654	4,473,854
母親クラブ	7,243	498,794
児童指導班	16,373	169,536

厚生省児童局調

児童遊園、児童館など

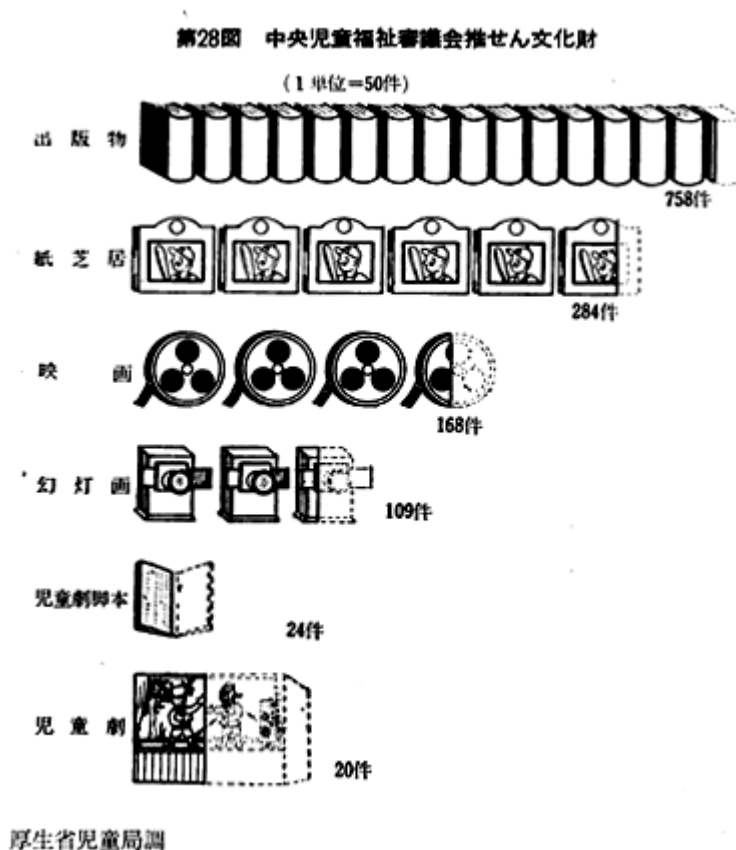
児童遊園、児童館などのいわゆる児童厚生施設は、児童に健全な遊び場を与えて、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設であり、児童の健全な育成を図るうえに果たす役割のきわめて大きいところから、従来、地方公共団体や民間関係者の手でその設置が図られてきたのであるが、これらの動きに対応して、児童遊園については、国としても、昭和三三年度からその助成措置をこうずることとなり、三三年度においては、全国二一〇カ所分、三、五〇〇万円、引き続いて三四年度には、一八〇カ所分、三、〇〇〇万円の国庫補助金が計上されたのである。この措置により、国の積極的な援助のもとに児童遊園の設置が促進されることとなつたが、一方児童館についても同様の措置をこうずることが望

まれている。これらの児童遊園、児童館などは、さきに述べた子供会、母親クラブ、児童指導班等の地域組織活動の拠点ともなるべきものであり、今後の発展が期待されているのである。

児童文化財に対する児童福祉審議会の推せん、勧告

出版物、映画、演劇、がん具などの文化財は、児童の人格を形成するうえに重要な役割を果たすものであり、児童の健全な育成を図るうえにおいて文化財対策がきわめて重要なことはいうまでもないことが、このような児童の文化財対策としては、現在のところ主として中央および地方に置かれている児童福祉審議会の優良な児童文化財の推せんと、不良文化財の排除の勧告が行なわれている。中央児童福祉審議会に文化財部会が設定されて以来の同審議会の優良文化財の推せん状況は、第二八図のとおりである。

第28図 中央児童福祉審議会推せん文化財



また、地方の児童福祉審議会においてもそれぞれの地方の実情に即して、性的な刺激の強い雑誌、シヨウ、映画、危険ながん具などにつき、出版者、興行者、販売者などに対し、しばしば自肅の勧告を行なうなど、活発な活動を続けている。今後ともこれら審議会の積極的な活動は、大いに期待されているところであるが、さらに実効をあげるには、推せんを受け、勧告を受けた文化財の周知につとめ、家庭や社会がこれらの文化財対策に協力することが必要であり、この面でも、さきに述べた地域組織活動との密接な連携が必要とされるのである。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(五) 要保護児童に対する施策

ここでは、両親を失った児童とか、身体上あるいは精神上なんらかの障害のある児童など、国や地方公共団体が責任をもつて積極的に保護しなければならない児童、いわゆる要保護児童に対する施策の現状をながめてみよう。

これら要保護児童に対する保護の方法は、児童福祉施設に入所させること、里親、保護受託者等他人の家庭に委託すること、さらに児童の特殊性に応じた医療の給付を行うことの三つに大別できよう。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(五) 要保護児童に対する施策

(1) 児童福祉施設

児童福祉法では、要保護児童をそれぞれの特殊な条件に応じた施設に入所させて保護することができるよう、各種の児童福祉施設が定められており、その昭和三四年七月末の状況は、第一三七表に示すとおりとなつている。児童福祉施設についての問題点といえば、やはり数の不足ということであり、そのうちでも、し体不自由児施設および精神薄弱児施設の不足が目だっている。

第137表 児童福祉施設および収容児童数

第137表 児童福祉施設および収容児童数			
34年7月末現在			
	施設数	入所定員	入所実人員
乳児院	131	3,648	3,045
保育所	9,587	718,241	659,953
養護施設	557	36,586	34,369
精神薄弱児施設	109	6,936	6,667
盲児施設	32	1,814	1,608
ろうあ児施設	41	3,144	2,914
虚弱児施設	24	1,477	1,333
し体不自由児施設	38	2,970	2,851
教護院	55	5,615	4,796
精神薄弱児通園施設	18	600	553
計	10,592	781,301	718,089

資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」
(注) 1. 教護院には、上の表のほか、国立教護院が1カ所あり、入所定員150名、入所実人員142名である。
2. 精神薄弱児施設には、上の表のほか、国立精神薄弱児施設が1カ所あり、入所定員100名、入所実人員100名である。

し体不自由児施設

現在、し体不自由児の数は、全国で二〇万人をこえ、のちに述べる療育指導の結果によれば、その六〇%程度までは医療を必要とし、かつ、その大部分は医療によって将来独立自活の知識技能を習得することができるものと考えられている。児童福祉法においては、これらのし体不自由児に対して、のちに述べる育成医療あるいは補装具の交付などを行なうほか、長期の療養を要するものについては、し体不自由児施設に収容することによつて治療を行なうとともに、将来、普通人と同じ程度に社会生活を営なむことができるようにするための機能訓練および生活指導を行なうこととなつている。しかしながら、現在、し体不自由児施設は、第一三七表に示すとおり、施設数にして三八、収容定員にして約三、〇〇〇人にすぎず、膨大な数にのぼるし体不自由児の入所希望にはとうてい応じきれない状況にあり、その拡充はさし迫つた問題となつている。

精神薄弱児施設および通園施設

精神薄弱児の数は、昭和二十九年に厚生省が行なった精神衛生実態調査によると、二八万四、二〇〇人にのぼると推定されるが、これは一八才未満の精神薄弱児のうちでもごく程度の著しい者(白痴および痴愚級相当)であり、程度の軽い者まで含めるとその数倍に達するものと思われる。これらの精神薄弱児についてもそのうちの大部分は、適切な保護指導や教育の機会さえ与えれば将来社会の一員としてりつぱに自立することも可能であり、文部省の特殊教育制度もこのためのものであるが、厚生行政の面においては、精神薄弱児施設への入所措置を促進するとともに、新たに三一年度からは、必ずしも収容保護は必要としないが、居宅保護だけでは不じゅうぶんな児童のために、通園しながら指導を受けられる精神薄弱児通園施設を設置することとなつたのである。もっとも、これらの施設も、し体不自由児施設の場合と同様、入所定員は、精神薄弱児施設が約七、〇〇〇人、通園施設に至つてはわずかに六〇〇人にすぎず、緊急に入所させる必要のある者が約三万人に達すると推定される現況(厚生省児童局調)からすれば、早急にその整備を図る必要があるものといわなければならない。

保育所

両親のともかせぎ労働、両親の疾病等によってじゅうぶんな保育のされていない児童に対しては、家庭にかわつて、一定の時間、児童をあずかり、適切に保育をすることが必要であり、この意味において保育所はこれらの児童の健全な育成を図るうえに欠くことのできない施設である。昭和三四年七月末現在において、保育所は、全国に約九、六〇〇カ所あり、約六六万人の児童をあずかっているが(第一三七表参照)、施設数においても、児童数においても、年とともに増加を続けている。しかしながら、保育所は、児童を収容して保護する、たとえば養護施設のような児童福祉施設とは異なり、児童が保護者の居住地から毎日通う施設であるから、その利用圏に限界があり、したがつて地域別にみると、その必要度の高いところもなお相当に残されているのであつて、保育所の数はいまだじゅうぶんであるということとはできない。右に述べた保育所は、常設のものであるが、そのほか、農山漁村の繁忙期においては、その児童は、保育に欠ける状態に置かれることが多いので、二八年度以来(三〇年度および三一年度を除く。)繁忙期において児童の保育にあたるいわゆる季節保育所の設置について、国庫から助成する措置がこうじられてきている。三三年度においては、全国で一万四七二カ所が設置されたが、今後、この種の保育所は、単に繁忙期の農山漁村に限らず、開拓地、災害地、日雇労働者の事業場の附近など、もつと多方面に設置されていく必要があるだろう。

教護院、養護施設

教護を要する児童、いわゆる非行児童を入所させて教護するものとして教護院がある。昭和三四年度においては、新たに、非行女子だけを専門に収容する国立女子教護院の設置に関する予算が計上され、非行児童に対する教護の体系が一段と整備されることとなつたのであるが、最近における非行児童の増加と悪質化の傾向を考えると、さらに対象者の分類収容等のため教護院の機能を充実する必要があるものと思われる。

保護者のない児童や保護者の家庭的、経済的事情のため養護に欠ける児童などを入所させて保護する養護施設については、全体として、数的にはかなり整備されたが、施設の所在については養護に欠ける児童の多数存在する地域に必ずしも相応じているとはいいいがたいので、今後は、この点に留意しつつ、その整備充実を図ることが必要であらう。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(五) 要保護児童に対する施策

(2) 里親制度

養護に欠ける児童を里親に委託して養育することは、これらの児童に家庭的ふんい気と家庭的処遇を与えるうえからいつてきわめてすぐれた方法であり、乳児院や養護施設への収容とは違った長所をもっている。昭和三四年七月末現在、里親登録数は一萬八、七二〇人、現に児童をあずかって養育している里親は八、四〇七人、あずけられている児童は九、三〇四人で、委託率は約四五%である。この委託率は、年々低下しているが、これは、里親側の児童に対する希望条件がむずかしいこと、里親に支給される養育手当が少ないこと、里親と養子縁組との觀念の混同のあることなどによるもののようである。しかし、この制度は、右にも述べたように、すぐれた長所をもっているものであるから、今後一層里親の開拓につとめる一方、委託の促進を図る必要があろう。また、主として児童に職業訓練を与える保護受託者制度(職親)があるが、三四年七月末現在、保護受託者の登録数は二、三八七人、現に児童をあずかっている者は二四六人、委託されている児童は二八五人となつている。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(五) 要保護児童に対する施策

(3) 育成医療・療育給付など

育成医療など

身体障害児童に対する保護措置として行なわれている施策としては、療育指導、育成医療の給付、補装具の交付とさきに述べたし体不自由施設への入所措置などがあげられる。

療育指導は、療育指定保健所で行なわれるが、指定保健所は、全国七八九の保健所のうち一九七カ所(昭和三四年四月一日現在)にすぎず、その指導件数も第一三八表に示すとおりであつて、し体不自由児の総数が二〇万人をこえると推定されているのに比べ、きわめて少ないといわざるをえない。療育指導の結果、必要な医療を加えれば生活能力が賦与されることが期待される児童に対しては、育成医療の給付が行なわれ、その医療費については、貧困の程度に応じて公費負担がなされることになつている。三三年度の育成医療の給付状況は、第一三九表のとおりであるが、療育指導の結果育成医療を行う必要があると判定された児童約一万九、〇〇〇人のうちの四七%程度について、給付を行なつたにとどまつている。なお、身体障害児童に対する補装具の交付や修理の状況は、第一四〇表のとおりである。

第138表 身体障害児療育指導件数

第138表 身体障害児療育指導件数		
33年度		
	医 療 相 談	補装具相談
	件	件
総 数	41,583	23,789
し 体 不 自 由	40,385	22,648
視 覚 障 害	392	239
聴覚平衡機能障害	446	843
音声言語機能障害	360	59

資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」

第139表 育成医療給付件数

第139表 育成医療給付件数

33年度

	総 数	入 院	通 院
し 体 不 自 由	(100%) 8,660	(57.6%) 4,988	(42.4%) 3,672
視 覚 障 害	(100%) 154	(78.5%) 121	(21.5%) 33
聴覚平衡機能障害	(100%) 103	(85.1%) 88	(14.9%) 15
音声言語機能障害	(100%) 215	(98.4%) 212	(1.0%) 3
計	(100%) 9,132	(59.2%) 5,409	(40.8%) 3,723

厚生省児童局調

第140表 補装具交付・修理件数

第140表 補装具交付・修理件数

33年度

	交 付	修 理
	決定件数	決定件数
し 体 不 自 由	964	306
義 し 類	2,484	137
装 具 類	199	4
車 い す	410	2
松 葉 つ え	167	72
視力障害	735	108
聴力障害	補 聴 器	
計	4,964	629

資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」

療育給付

昭和三三年に厚生省が行なつた結核実態調査によれば、一八才未満の児童で医療を要する結核患者は、二三万人にのぼり、そのうち入院を要する者は五、二〇〇人となつている。

ところで、これらの入院治療を要する結核児童については、本来心身の発育期にある児童という特殊性にかんがみ、一般患者とは別に取り扱われるべきであるにもかかわらず—これまではなんら特別の対策が行なわれてこなかつたのであるが、三四年度からは、新たに、結核児童のうち骨関節結核にかかっているものについてだけは、教育および生活指導と併行して、治療を受けさせ、これに要する費用を貧困の程度に応じて公費で負担するいわゆる療育給付の制度が設けられたのである。すなわち、治療を要する骨関節結核児童が通常の結核療養所等で療養を行なつたのでは、生活環境が好ましくないのみならず、学業遅延による心理的影響もみのがすことができないので、これらの児童が適切な療養環境において、治療と同時に学習指導や生活指導をも受けることができるようにすることを意図したものであり、特別の医療機関を指定し、これらの施設で入院医療の給付と学習の援助を行なうことを可能にしたものである。三四年度は、初年度であるところから二九〇床分の一、四五〇万円の国庫予算が計上されたにとどまつたが、この制度は、今後軌道に乗るにつれ、単に骨関節結核にかかっている児童だけにとどまらず、すべての結核児童に広げられていくべきであろう。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(五) 要保護児童に対する施策

(4) 児童措置費

最後に児童福祉施設に入所している児童、里親に委託されている児童のために必要とされる児童措置費についてながめてみよう。

児童の保護のために要した費用は、原則として、扶養義務者から徴収されるが、扶養義務者が負担能力にとぼしいときは、その程度に応じて、その全部又は一部につき公費負担(国庫が八割、地方公共団体が二割)をすることになっている。昭和三四年度の児童措置費についての国庫負担額をみると、七一億五、四〇〇万円で、三三年度のそれに比べ、約五億五、八〇〇万円の増となっている。予算を増加計上したのは、措置児童数の増加を考慮したほか、児童福祉施設職員の期末手当を〇・五カ月分から一カ月分に増額したこと、北海道に所在する児童福祉施設に勤務する職員に対して、石炭手当を支給することになったこと、虚弱児施設について結核性虚弱児加算を認めたことなどの理由によるものである。とくに、保育所入所児童の措置費については、すでに、三三年七月から、従来あまりにも複雑であつた国庫負担制度を全面的に再検討し、画一的な保育単価を設定するとともに、保育料の徴収基準を思いきつて簡素化し、主として所得税および市町村民税の課税別階層により、保育児童の属する世帯をA階層(被保護世帯)、B階層(市町村民税非課税世帯)、C階層(所得税非課税世帯)およびD階層(所得税課税世帯)の四段階に区分して、それぞれの区分に応ずる画一的な徴収基準額を定めたのであるが、三四年度においては、さきに述べた職員の処遇改善に伴う保育単価の引き上げのほか、保育所入所児童の保護者の負担の軽減を図るため、次のような改訂を行なつた。

(イ) 低所得階層の負担を軽減するため、従来のC階層のうち市町村民税の所得割非課税世帯については、その保育料を大幅に引き下げたこと。

(ロ) D階層についてもその負担を軽減するため、二人以上の児童が入所している場合には、一人分の保育料は加算基準額のみによることとしたこと。

改訂の結果に基づく保育料徴収基準額は、次のとおりである。

以上のように、児童措置費については年々改善が加えられているが、いまだ必ずしもじゅうぶんとはいいがたく、たとえば、学齢児童の修学旅行費、上級学校への入進学あるいは就職した場合などの支度金、保育児童に対する間食費、必要栄養量を保持するための飲食物費の問題や、さらに職員費についても期末勤勉手当がわずかに一カ月分であるとか、社会保険事業主負担金が組み込まれていないというような問題が残されているのである。

保育料徴収基準額

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(六) 母子福祉

(1) 現状

夫と死別または離別した女子が精神的な打撃に加えて経済的な打撃という二重の苦しみをかかえながら、未成年の子を養育していくことはきわめて困難なことであり、このような母子世帯の苦しみを国家社会の責任においてできるだけ軽くし、母としての責任の遂行を容易にさせることによつて児童福祉の増進を図ることが母子福祉の課題である。

ところで母子家庭の実情をさる昭和三一年八月に厚生省児童局で実施した「全国母子世帯調査」によつてながめてみると、母子世帯の数は、一一五万にのぼると推定され、そのうち約四〇万世帯は母と一八才未満の児童からなる世帯である。また、これらの母子世帯の収入状況は、第一四一表のとおりであり、月収一万円未満の世帯が全体の四八%を占めている。

第141表 母子家庭の収入状況

第141表 母子家庭の収入状況						
31年8月（百分率）						
総 数	3,000 円未満	3,000 4,999	5,000 9,999	10,000 14,999	15,000 円以上	不 詳
100.0	5.8	10.8	31.4	22.6	28.7	0.7
資料：厚生省児童局「全国母子世帯調査」						

なお、右のほか母子世帯(ここでいう母子世帯とは、一八才以上六〇才未満の母が一八才未満の子のみを扶養している世帯をいう。)に対する生活保護法の適用状況を三三年に厚生省で実施した厚生行政基礎調査によって調べてみると普通世帯の実に一〇倍をこえている。

以上の数字は、母子世帯の数が相当に多いものであり、またその生活が苦しいことを物語るものであり、かつては、戦争未亡人とその遺児という問題で意識されてきた母子世帯の問題が戦後一四年をへた今日においては、恒常的な母子世帯の問題となつてきていることを示しているのである。

第二部 各論

三 国民の生活

3 児童福祉および母子福祉対策

(六) 母子福祉

(2) 対策

このように経済的にめぐまれていない母子世帯の問題については、昭和三四年度から、国民年金制度が発足したことによつて、その解決に一つのしよ光を見いだすことができるに至つたわけであるが、なお将来においても、その内容の充実が大いに期待されているところである。

右のほか、現在実施されている母子福祉独自の対策としては、母子福祉資金の貸付等に関する法律に基づく母子福祉資金の貸付、母子相談員による相談指導、生活保護法による母子加算、母子寮への入所措置、公営住宅への優先的入居、課税免除等があげられる。そのうち、母子福祉資金の貸付制度は、母子家庭に対して、生業資金、支度資金、技能修得資金、生活資金、事業継続資金、住宅補修資金、修学資金、または修業資金を貸しつけ、母子家庭の経済的自立の助成を図ることを目的としているもので、三三年度における貸付状況は、第一四二表のとおりとなつている。次に母子相談員は、各都道府県の非常勤職員として、母子家庭の身上相談、生活相談など各般の相談に応じ、その指導を行なう職員として、福祉事務所に配置されているが、その数は三四缶九月末現在全国で八七七人をかぞえている。

第142表 母子福祉資金の種類別貸付申込および貸付決定状況

第142表 母子福祉資金の種類別貸付申込および貸付決定状況						
33年度（金額単位千円）						
	貸付申込状況		貸付決定状況		申込金額 に対する 決定金額 の比率	決定金額 の比率
	実人員	金 額	実人員	金 額	%	%
生 業 資 金	9,338	548,070	6,621	338,837	61.8	28.1
支 度 資 金	3,664	50,493	3,503	46,014	91.1	3.8
技 能 修 得 資 金	109	2,024	91	1,776	87.7	0.2
生 活 資 金	53	1,152	33	1,022	88.8	0.1
事 業 継 続 資 金	10,710	311,229	8,615	243,009	78.1	20.1
住 宅 補 修 資 金	2,453	70,048	1,533	41,544	59.3	3.4
修 学 資 金	22,238	684,470	15,885	512,027	74.8	42.5
修 業 資 金	1,136	25,288	956	20,711	81.7	1.9
合 計	49,701	1,692,774	37,237	1,204,940	76.6	100.0

厚生省児童局調
(注) この表の数字は、概数である。

第二部 各論

三 国民の生活

4 未帰還者等の援護

太平洋戦争が終わつてすでに十数年、最近ではめざましい国民経済の発展に伴つて、国民生活は、ほとんどの部面で、戦前水準をこえ、なお順調な躍進を続けており、かつてあんな大戦争があつたのかと思わせるほどの状況になつてきている。

かような事情下にもかかわらず、ただ未帰還者等に関する限りは、なお多くの終戦処理としての問題が横たわつているのである。

以下、その概要を述べよう。

第二部 各論

三 国民の生活

4 未帰還者等の援護

(一) 引揚の状況

太平洋戦争の終結に伴う軍人の復員や在外居留民の引揚は、集団引揚という形態では、一応一段落がついたので、昭和三三年一二月、これまで一三年間の長きにわたって直接引揚業務を取り扱ってきた舞鶴の引揚援護局は閉局され、以後は厚生省本庁において引き継ぐこととなった。

三三年度および三四年の引揚の状況は、集団引揚については第一四三表、また個別引揚については第一四四表のとおりであり、今後については大量の集団引揚はないとしても、少数のグループまたは個別の引揚は予想されている。

第143表 ソビエト地域および中共地域集団引揚人員

第143表 ソビエト地域および中共地域集団引揚人員		
上陸年月	人 員	
	ソビエト	中 共
33年 4 月	-	367
5 月	-	413
・	-	440
6 月	-	514
7 月	-	419
9 月	122	-
34年 2 月	49	-
9 月	58	-
計	229	2,153

厚生省引揚援護局調

第144表 個別引揚人員

第144表 個 別 引 揚 人 員					
	ソ ビ エ ト	中 共	南 鮮	南 方	備 考
33年 4月～ 6月	-	-	1	3	
7月～ 9月	-	2	6	-	
10月～12月	1	-	5	3	
34年 1月～ 3月	-	1	4	9	南方のうち8人はベトナム
7月	-	1	-	-	
8月	-	-	2	36	南方のうち32人はベトナム
計	1	4	18	51	

厚生省引揚援護局調

次に、これら引揚者に対する援護としては、住宅対策、更生資金の貸付、さらには就職のあつ旋の措置がこうじられているが、このほか、三二年からは「引揚者給付金等支給法」の制定によって引揚者給付金および遺族給付金が支給されることとなり、給付金の支給予定者三三七万八、〇〇〇人のうち、三四年八月末現在で約二六〇万人の認定を完了した。なお、引揚者給付金等支給法の実施に伴つて、三二年度から引揚者国債を担保に生業資金の貸付が行なわれ、三四年九月末現在、約四七億一〇〇〇万円になつているが、さらに三四年四月から新たに生活保護法による被保護者、生活困窮者および台風等の被害によるり災者に対して、引揚者国債の買上償還を行なうことになつた。

在日朝鮮人の帰還問題

なお、ここで引揚者問題とは異なるが、現在問題となつている在日朝鮮人の帰還問題について少しくふれてみよう。

在日朝鮮人の終戦処理に伴う集団帰還は、韓国関係については昭和二一年末、北朝鮮関係については二二年六日もつて完了し、その後も帰還希望者に対しては二五年五月まで、日本政府の負担において帰還業務を行ない、「これ以後の帰還は本人の責任と負担で行なうことを要する。」旨の再三の警告のもとに、政府の業務は終止符をうつに至つた。

したがつて、現在の在日朝鮮人は、本人の自由意思で日本にとどまつた者といえるのである。しかしながら、その後の諸事情の変化等もあつて現在では帰還を希望する者も相当数にのぼっている状況であり、しかも現実の問題として既存のルートにより各人が個人個人で帰還するとはきわめて困難であるので、人道上の立場から、その帰還を容易にしようとの趣旨のもとに三四年二月「在日朝鮮人中北鮮帰還者希望者の取り扱いに関する閣議了解」が行なわれ、この閣議了解に基づき、厚生、外務両大臣から依頼を受けた日本赤十字社は、国際赤十字委員会の意向を打診したうえ、北鮮赤十字会との会談をもち、三四年八月、在日朝鮮人の帰還に関する協定を調印するに至つたのである。

今回の帰還は、あくまでも本人の自由意思による帰還であつて、もつぱら人道上の見地に立つて、基本的人権に基づく居住地選択の自由を実現させるため行なわれるもので、政府はとくに両赤十字間の協定によつて国際赤十字委員会の介入のもとに帰還の方途を与えようとするものであるが、この帰還協定によつて、おそくとも三四年一二月中には第一船を出港させるよう準備を進めている。

第二部 各論

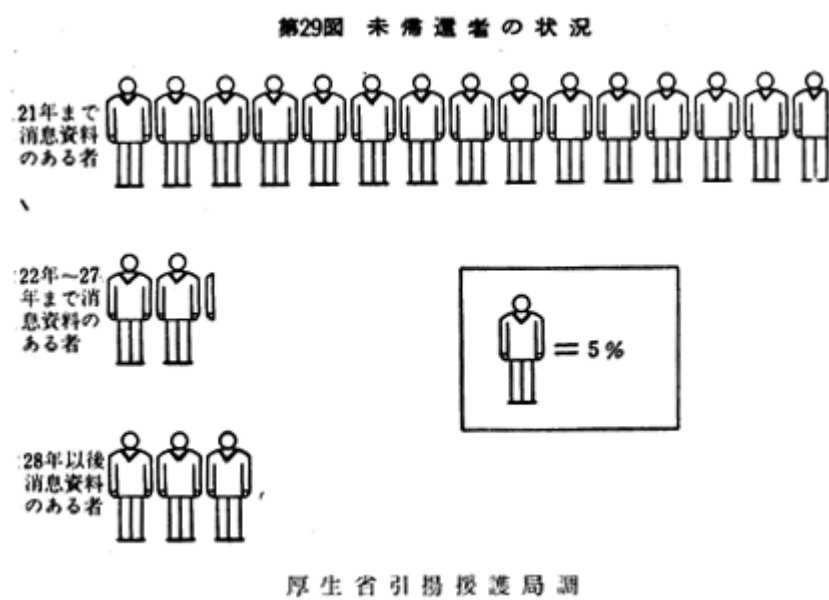
三 国民の生活

4 未帰還者等の援護

(二) 未帰還者の状況

昭和三四年七月一日現在における氏名の明らかな未帰還者の総数は、二万九、三八五人(ソビエト本土四、二五〇人、樺太、千島一、二〇八人、中共二万三〇五人、北鮮一、六一九人、その他の地域二、〇〇三人)となつてゐるが、これら未帰還者の最終の消息資料についてみると、第二九図のとおりである。

第29図 未帰還者の状況



これらのうち、二八年以後の消息資料ある者の大部分ならびに二七年以前の消息資料のある者のうち国際結婚した者等は、現在も生存している者と思われ、帰還者から提供された情報および現地からの来信状況等による生存者数に関する情報を総合した推定生存者の数は、帰国希望のない者を含め約七、〇〇〇人(ソビエト本土二〇〇人、樺太六〇〇人、中共、六〇〇〇人、北鮮二〇〇人)にすぎない。結局、関係各方面からの長年月にわたつて資料を収集し、また、三三年一二月には「未帰還者特別調査」を国内国外にわたつて行なつたにもかかわらず、全未帰還者の約四分の三については終戦後一、二年までの消息資料があるにとどまり、今なおその生死が明らかでないのである。これらの未帰還者は、終戦前後の混乱期に満州、北鮮およびソビエト等において消息を断つた者であつて、大部分が生存の期待はあまりもてないのではないかと推測されつつも、なお、その死亡を確認できないまま今日に立ち至つてゐる。

第二部 各論

三 国民の生活

4 未帰還者等の援護

(三) 未帰還者に対する特別措置

以上に述べたような未帰還者の問題は、その留守家族に対する揺護措置とともに多くの論議をおこし、このため政府は昭和三三年四月「未帰還問題処理閣僚懇談会」を設置し、この問題の解決のために検討を続けてきたが、一方衆議院の「海外同胞引揚および遺家族援護に関する調査特別委員会」においても、超党派的にこの問題を取りあげ、第三一国会には同委員長の提案になる「未帰還者に関する特別措置法」の成立をみることとなり、同法は三四年四月一日から施行されるに至つたのである。

この法律の要点としては、第一に戦時死亡宣告の請求があげられる。すなわち、従来未帰還者の戸籍処理の方法としては、戸籍法(第八九条)に基づいて取り調べをした官庁が死亡報告をすることによるか、民法(第三〇条)に基づいて未帰還者の利害関係人が失踪宣告の請求をすることによるかの二つしかなかった。最終消息が判明しない未帰還者については前者の方法では処理できないし、また、後者の方法では、留守家族が自分の手で請求しなければならず、このような方法によることは、情において忍びがたいところから事例としてはきわめて少なかつたのである。このため、この法律においては、(一)二二年一月一日以降生死の明らかでない者(諸般の事情により現に生存している可能性が多いと認められる者を除く。)と、(二)二二年一月一日以降二七年一月三一日までの間に生存していると認められる資料があるが、二八年一月一日以降生死が明らかでない者のうち、諸般の事情により現在生存していないと推測される者とのについては、留守家族にかわつて厚生大臣から失踪宣告の請求ができることとされたのである。第二に未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に弔慰料を支給することとされたことである。この弔慰料の額は、戦時死亡宣告を受けた者一人につき三万円(以下でのべる戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法の適用を受ける者である場合は二万円)で、現金で支給される。第三は、戦時死亡宣告を受けた未帰還者が戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法の適用を受ける者である場合は、原則として公務によつて死亡したものとみなして、それぞれの法律の規定による処遇が与えられることとされたことである。なお、この法律の付則により未帰還者留守家族等援護法の一部改正が行なわれた。従来の未帰還者留守家族等援護法では、三四年八月一日以降においては過去七年以内に生存していたと認めるに足りる資料がない未帰還者の留守家族に対しては、留守家族手当が支給されないことになつていたが、未帰還者の置かれている特別の状態がまだ解消していないので、この改正によりその時点を三七年八月まで延長することとした。したがつて、留守家族が戦時死亡宣告の請求を希望しない者があつても、急速に援護措置に変化をきたすことはなくなつたわけである。

以上未帰還者に対する特別措置法についての概要をみてきたが、最後に未帰還者留守家族等援護法によつて行なわれている留守家族手当の支給の状況は、三四年三月末現在第一四五表に示されたとおりとなつている。

第145表 留守家族手当(特別手当を含む)支給件数

第145表 留守家族手当（特別手当を含む） 支給件数 34年3月末現在			
	未復員者	一般邦人	計
総 数 (A)	12,493	15,150	27,643
対象件数 (B)	7,510	2,419	9,929
B/A × 100	60.1	16.0	35.9

厚生省引揚援護局調
（注）一般邦人の比率は生存資料のある者に対する比率である。

第二部 各論

三 国民の生活

4 未帰還者等の援護

(四) 戦傷病者・戦没者遺族の援護

旧軍人、軍属などの戦傷病者および戦没者遺族を援護するための措置としては、講和条約の発効を契機として、まず昭和二七年四月戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定された。その後二八年八月には軍人恩給の復活を主たる内容とする恩給法の一部改正が行なわれ、ここにおいて公務上傷病を受けた軍人、軍属および公務上死亡した軍人、軍属の遺族のほぼ大部分のものが、右のいずれかの法の適用を受けることになったのである。その後両法とも数次にわたって改正が行なわれ、年金額の引き上げ、年金、弔慰金の支給対象の拡大、公務傷病の範囲の拡大等の措置がこうじられ現在に及んでいる。三四年度における国の予算額は、遺族等援護費六九億六、八〇〇万円、軍人恩給費九六七億五、二〇〇万円、計一、〇三七億二、〇〇〇万円となっており、このほか弔慰金として発行された遺族国庫債券の元利金支払のための経費として一三二億二、六〇〇〇万円が計上されている。なお、本年度から新たに伊勢湾台風等の被害によるり災者に対し、約二億円の資金をもつて、この国債の買上償還を行なっている。
